

支拂の猶縁を依頼する文

相取の如く此の諸事もなすまはるる事月分
為代金以勤定改し事等下は此の事等
何分米安の為此等事不景氣不集
是縁定通りし事あり事等下は此の事
より其の元中上と申事等下は此の事
縁を以て取らるる事

右真獨三評業通知

相取 時の秋業法成り相取事等下は此の事
諸事之如大業以るに以て事等下は此の事
永年勤務波取り事等下は此の事
中人乃希生事等下は此の事
皆河卒業法同様引立之様事等下は此の事
上事 先立相取通事等下は此の事
事等下は此の事

内山山主入縁

新具

新築移轉披露

拝啓 尊堂 愈々 御多祥の段 奉賀候 陳
 店儀 今春 類焼以来 各位の 深厚なる 清
 同情を蒙り 御落称を以て 新築店舗も
 漸々 落成の運 比と相成候間 本日 移轉
 仕候 就ては 将来一層の 御眷顧を 賜り
 度 偏に 奉希上候
 先は 不取敢 移轉 清通知 迄如斯 御座り

梅花を贈る文

庭の前の 紅梅 南の枝が ありて あり
 あり 漸々 綻び 初め ありて ありて ありて
 を以て 慰めの 挿料 にもと 一枝 送る べきま
 す 幸ひ 此意 ありて ありて ありて ありて
 此歌の 題より ます ならば 本懐 ありて
 幸ひ ありて ありて ありて ありて ありて

塩原に誘ふ文

前時縁下以御米中未下した塩原に
 急来り五月十日上野共一喜午前
 出費する事決定は松山若
 美多此...
 以同道が親人水は...
 京都...

暑中見舞の文

かーまーい油増う起う一層汗の如き
 出の様亦感...
 様には別状も...
 上げ事...
 本等から...
 以是...
 から以同様...

運動會見物に誘ふ文

暑く〜と云ふ由より一秋風涼しく〜
 音を聴く〜
 晴天なれば何〜
 あら〜
 見物〜
 此後〜
 しよう〜

諸君名の披露

諸君 美名法詳 笑と有り〜
 陳兵 松儀 今由 乙父 乙名 義を
 諸君 一〜
 引 三〜
 諸君 勉勵 新 年 一 年
 致 上

寒中一先舞の文

池の水も凍る今日先次舞の文の書きたる格
 別筆が此地は何の事かと思ふしお書きたる文は
 中上げ事い先大様はどの様かお書きたる文
 建康今すの何れか申す事次下私方同書事
 下書して居り事かろい安んじたい思ふは寒
 中い見舞い申す事上げ事いお書きたる文
 此同様い事い先切事新り上げ事

求給を乞ふ文

父上事一南の方から持物のせんを
 寄る所のい居り事大したる事い
 探し因ひ事不志給ひる事い心配し
 了居り事新事はい多忙の隠甚お
 給ふ此給ひ事いお書きたる文
 此文よりお書きたる文いお書きたる文

他人の住所を問合す又
 本月申すより其旨を音信致し
 申すに住所不明の為附録入返す候と
 存す事一々其旨として承り申す事其旨を
 高書より其旨係りあり同旨より附録先を
 申す事一々其旨を其旨より附録先を
 申す事一々其旨を其旨より附録先を

願届書式編

特許願

収入印紙

一、發明ノ名稱(何々ト其製品ノ名ヲ記載ス)
 一、發明者ノ氏名、住所、營業職業
 私儀別紙明細書ニ記載スル發明ニ付キ特許
 相受度此段相願候也

何府縣何郡何市何町村番地
 出願人發明者 氏名

年 月 日
 特許局長氏名殿

添附書類目錄

- 一、何々 何通
- 一、何々 何通

渡航届

何府縣何郡市何町村何番地

戸主族稱何男

氏名

年月日生右ハ何年何月日ヨリ南米コロンビ
 ヤへ渡航致候間此段御届申上候

年 月 日 氏名

何市郡町村長殿

▲營業稅届

何年度營業名及課稅標準届

- 一、何々業
- 一、賣上金額 卸賣何程(小賣何程)

- 一 資本金額 何程
- 一 請負金額 何程
- 一 報償金額 何程
- 一 建物賃貸價格 何程
- 一 從業者 何人(内職工何人 勞役者何人)
- 何年何月何日開業
- 右御届申候也

年月日

住所.....番地 何 某

北海道廳長官氏名殿
某地稅務管理局長氏名殿

▲所得金高届

- 一金何圓 何々營業の利益
- 一金何圓 何々勳章の年金
- 一金何圓 何々の恩給
- 一金何圓 何々の利息又は利益配當金
- 一金何圓 貸金の利息
- 一金何圓 何々の所得

外

- 金何圓 何租、何稅、區町村費、備荒儲蓄金
- 金何圓 製造品原貨物代金、商品原價
- 金何圓 借地借家料、何口借入料、何々修繕料
- 金何圓 種代、肥代、何々買入代金
- 金何圓 雇人給料、何々手當、何々費
- 金何圓 何々に係る負債の利子
- 小以金何程
- 所得金高計金
- 右之通候也

年月日

住所.....番地 何 某

(若し管理人なるときは)
住所.....番地

何誰納稅管理人

住所.....番地 何 某

何稅務管理局長何某殿

▲土地臺帳面書替願

何國何郡市何町村大字何々字何々、何番地第何等何級

一 田何段何款何歩

此地價金何圓也

此地租金何圓也

同町村大字何々、字何々、何番地

一 山林何十何町歩

此地價金何圓也

此地租金何圓也

右地所私所有に候處今回何某へ賣渡候に付 何年何月何日登記相濟候條買受人何某名義に御書替被下度此段相願候也

年月日

住所.....番地 某
賣渡人 何 某
住所.....番地 某
買受人 何 某

▲徵兵適齡届

住所.....番地 某
身分職業何某長(次)男 何 某

生年月日

右私長(次)男何某儀本年何月を以て滿二十歳に相成候間此段及御届候也

年月日

右月主 何 某

▲船舶所有權登記申請

- 一 船名 何丸
- 一 船籍港 何府縣何郡市何港
- 一 構造の時及び場所、何年何月何日何國造船所に於て之を製造せり
- 一 日本の船籍に歸したるときは其の場所及び年月日
- 一 船長の氏名及び國籍日本國(英)等何縣
- 一 番號 第何千何百號
- 一 種類 西洋形汽船
- 一 橋 何本
- 一 長 何呎
- 一 深 何呎
- 一 一總噸數 何噸

一 登簿噸數 何噸
 一 汽關の種類 何々
 一 汽機の種類 何々
 一 推進器の種類 何々
 一 公稱馬力 何馬力
 一 何々 何々
 一 何々 何々
 一 何々 何々
 一 共有なるときは其の持分の割合、何某何分、何某何分、何某何分
 右事項登記相成度別紙證明書相添此段申請仕候也
 年月日

住所……………番地
 所有者 何 某
 何區裁判所(出張所)御中
▲建物賣買登記申請
 何府縣何郡市何町村
 大字何字何番地
 一市街宅地何坪
 右地上にある建物左の如し

第壹號
 一木造平家建家屋 壹棟
 此建坪何坪
 第貳號
 一土藏 壹棟
 此建坪何坪
 一右建物に付屬せる物件一切
 右建物及び該附屬品共何某より 何年何月何日より何某
 (賣渡候に付所有權移轉の登記相成度別紙關係書類(賣買
 契約書、登記濟證、建物の圖面、代理人なるときは委任狀
 なり)相添双方連署を以て此段申請候也
 年月日

住所……………番地
 賣渡人 何 某
 住所……………番地
 買受人 何 某
 何區裁判所(出張所)御中
▲家督相續に付登記願
 何府縣何郡市何町村大字何
 字何、何番地等級

一田何反何畝歩
 此地價金何百圓也
 此地租金何圓也
 此登録税金何圓也
 右は私父某の所有に有之候處同人儀 何年何月何日退隱
 候に付私に於て家督相續仕候間所有權移轉の登記相成度連
 署を以て此段申請候也
 年月日

住所……………番地
 被相續人 何 某
 相續人 何 某
 何區裁判所(出張所)御中

▲建物證明願
 何府縣何郡市何町村何番地所在
 一瓦葺二階建家屋 壹棟
 此建坪上何坪、下何坪
 一土藏 壹棟
 此建坪何坪
 右は今回新築落成候に付所有權確認の登記相受度候間該所有
 權御證明相成度別紙建物圖面相添此段相願候也

年月日
 住所……………番地
 建物所有主 何 某
 何市(町、村)長何某殿
▲印鑑證明願
 住所……………番地
 何 某
 自分儀今般何々登記事件に付必要に候間前顯印鑑御證明被
 下度此段相願候也
 年月日 右 何 某
 何市(區、町、村)長何某殿

▲死亡相續證明願
 住所……………番地
 身分職業亡何某相續人
 何 某
 生年月日
 自分儀 何年何月何日何府縣何郡市何町村何番地身分職
 業何某死亡跡相續候處今般親族會議の決議を経て該遺産相
 續の事に決定仕候間登記申請上必要に有之候條相續の御證
 五

明被下度此段申請候也

年月日 右 相續人 何 某[㊦]
何市(區、町、村)戶籍吏何某殿

▲住所移轉證明願

住所.....番地
何 某

自分儀本月何日何郡市何番地より前記肩書の處に移轉候に
付登記相受候間御證明被下度此段相願候也

年月日 右 何 某[㊦]
何市(區、町、村)戶籍吏何某殿

▲建物取毀届

住所.....番地所在
一木造瓦葺平建家屋 壹棟
此建坪何坪

右は自分所有の建物に有之候處近來大破を生じ危險の虞有
之候間今般取毀候間此段及御届候也

年月日 住所.....番地
何 某[㊦]

何市(區、町、村)長何某殿

▲建物取崩證明願

住所.....番地所在
一木造瓦葺平家屋 壹棟
此建坪何坪

右は大破に付危險の虞有之候間取崩の儀 何年何月何日
御届候處今般該登記抹消申請致度候條御證明相成度此段相
願候也

年月日 住所.....番地
何 某[㊦]

何市(區、町、村)長何某殿

▲建物類焼届

住所.....番地所在
一木造瓦葺平家屋 壹棟
此建坪何坪

右は 何年何月何日類焼に罹り候間家屋整頓より削除被
下度此段及御届候也

年月日

住所.....番地

何 某[㊦]

何市(區、町、村)長何某殿

▲商號登記申請

一商號所有者氏名住所
住所.....番地何某

一商號 何堂(又は何屋)

一營業 何業(又は何商)

一營業 所何府縣何郡市何町村何番地

右事項登記相成度別紙證明書相添此度申請候也

年月日 住所.....番地
申請人 何 某[㊦]

何區裁判所(出張所)御中

▲營業證明願

住所.....番地
身分營業 何 某

私儀 何年何月何日より現今に至るまで引續き何々營業

爲し來候來處今般何々の件に付き營業證明書必要に有之候
間御下附被下度此段相願候也

年月日 右營業人 何 某[㊦]

何市(區、町、村)長何某殿

▲旅券下付願

私儀何々の爲め某國へ罷越或は往復致度に付旅券御下付相
成度此段相願候也

年月日

住所.....番地
又は寄留族籍職業

何 某[㊦]
生年月日

外務省又は何府縣御中

▲身分登記簿閱覽(謄本下附)願

何郡町村.....番地
一閱覽(謄本、抄本)を 戸主 何 某
求むる身分登記簿

右は縁談上の必要により該登記簿の閱覽(謄本、抄本下付)
御許可相成り度此段御願申上候

住所.....番地

年月日 何 某

▲出生届

住所.....番地戸主平民何商

父 何 某

母 何 某

出生子 何 某

右何某 何年何月何日午後何時何市何區何町何番地に於て出生候間此段及御届候也

年月日 何 某

.....戸籍吏.....殿

▲私生子出生届

住所.....番地平民

何營業何某方寄留

本籍 何縣何市何町何丁目何番地

平民無職業何某姉

母 何 某

私生子 女 何 某

右何某何年何月何日午前何時何市何區何町何番地に於て出生候處母の家に入るゝこと能はざるに付何區何町何丁目何番地に於て一家創立候間此段及御届候也

年月日 何 某

.....戸籍吏.....殿

▲私生子認知届

本籍 何縣何市何町何丁目何番地

平民無職業何某姉

住所.....番地平民

何營業何某方寄留

母 何 某

私生子 女 何 某

生年月日

右私生子認知候間此段及御届候也

但本文の通りに付何某の登記變更相成度此段併せて申請候也

年月日

住所.....番地
平民無職業何某弟

認知者 何 某

.....戸籍吏何某殿

▲私生子認知届

住所.....番地

戸主平民無職業

母 何 某

何年何月何日死亡私生子

男 何 某

生年月日

右私生子認知候間此段及御届候也

住所.....番地

戸主平民無職業

年月日 認知者 何 某

生年月日

何市何區戸籍吏何某殿

▲養子縁組届

住所.....番地

戸主平民農

養父 何 某

右養子縁組候間別紙何々同意證書相添へ此段及御届候也

年月日

何 某
何 某
何 某

住所.....番地農

證人 何 某

生年月日

住所.....番地農

證人 何 某

生年月日

何市何區戸籍吏何某殿

▲養子離縁届

住所.....番地
戸主平民農
養父 何 某
生年月日
養母 何 某
生年月日
養子 何 某
生年月日
住所.....番地戸主農
何某往籍すへき家の戸主兄
何 某
何某實父 無職業 何 某
同 實母 何 某
住所.....番地農
何 某
何 某
何 某

右 何年何月何日縁組候處今般協議の上離縁候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也

年月日

右母

何 某
住所.....番地
寄留地.....番地
何營業
證人 何 某
生年月日
住所.....番地
何 某
生年月日

▲入夫婚姻届

何區何市戸籍何某殿
住所.....番地
戸主平民何職
妻 何 某
生年月日
住所.....番地
右父 無職業 何 某
右母亡 何 某

一〇

何市何區戸籍吏何某殿

▲婚姻届

住所.....番地農
證人 何 某
生年月日
住所.....番地
戸主士族官吏
夫 何 某
生年月日
本籍地 同上
右父 無職業 何 某
右母 何 某
住所.....番地
戸主何營業 何某妹平民無職業
妻 何 某
生年月日
本籍地 同上
右父 無職業 何 某

右入夫婚姻候條別紙何々同意證書相添へ此段及御届候也
年月日

住所.....番地

戸主無職業何某叔父士族官吏

夫 何 某
生年月日

死亡當時の本籍地同上官吏

右父亡 何 某

本籍地 同上 無職業何男

右母 何 某

住所.....番地
何 某
生年月日

住所.....番地何商
證人 何 某
生年月日

住所.....番地何商
證人 何 某
生年月日

何市何區戸籍吏何某殿

▲離婚届

住所.....番地戸主士族官吏

一一

何 某
生年月日

本籍地 同上
右父職業 何 某
右母 何 某
妻 何 某
生年月日

住所……………番地戸主
何業何某、復籍すべき家の戸主
兄 何 某
本籍地 同上
何某父職業 何 某
同母 何 某

右 何年何月何日婚姻候處今般協議の上離婚候間此段及御届候也

年 月 日 (本人) 何 某
(妻) 何 某
住所……………番地何業
證人 何 某
生年月日
住所……………番地何業

何市何區戸籍吏何某殿
▲後見開始届

證人 何 某
生年月日

住所……………番地戸主何業
被後見人 何 某
生年月日

住所……………番地戸主平民何業
住所……………番地

後見人 何 某
生年月日

右何某に對し親權を行ふ者なきに因り 何年何月何日後見開始何月何日親族會選任遺言に因り同日就職候間別紙後見人選任に關する遺言の謄本證書相添へ此段及御届候也

年 月 日 何 某

何市何區戸籍吏何某殿

▲後見人更迭届

住所……………番地戸主職業
被後見人 何 某

前任後見人 何 某
生年月日

住新……………番地戸主平民職業
住所 同
後任後見人 何 某
生年月日

右何某に對し親權を行ふ者なきに因り 何年何月何日後見開始同年何月何日前任者と更迭就職候間別紙何々書面相添へ此段及御届候也

年 月 日 何 某

何市何區戸籍吏何某殿

何市何區戸籍吏何某殿
▲隱居届

住所……………番地戸主平民何業
隱居者 何 某
生年月日

何某三男無職業
家督相續人 何 某
生年月日

▲後見人任務終了届

住所……………番地戸主職業
被後見人 何 某
生年月日

住所……………番地戸主平民職業
後見人 何 某
生年月日

右は 何年何月何日就職の處、何年何月何日何々に依り任務終了候間此段及御届候也

右何某病氣に因り家政を執ること能はざるに付裁判の許可を得て隱居候間別紙裁判の謄本及び家督相續人の承認證書相添此段及御届候也

年 月 日 何 某

何市何區戸籍吏何某殿

▲失踪届

住所……………番地戸主農
失踪者 何 某
生年月日

右何某に對する 何年何月何日失踪宣告の裁判同年何月何日確定候に付別紙裁判の謄本相添此段及御届候也
年 月 日

住所……番地戸主士族無職業
宣告請求者 何某兄 何 某
生年月日

何市何區戶籍吏何某殿

▲死亡届

住所……番地平民何商
何某長男
死亡者 何 某
生年月日

右何某 何年何月何日午後何時分住所番地に於て死亡候間別紙醫師の診斷書相添此段及御届候也
年 月 日 戸主 何 某
生年月日

何市何區戶籍吏何某殿

▲家督相續届

住所……番地戸主士族官吏

家督相續人 何某長男 何 某
生年月日

右は 何年何月何日前戸主父何某隱居(又は死亡)に由り家督相續候間此段及御届候也
年 月 日 何 某

何市何區戶籍吏何某殿

▲推定家督相續人廢除届

住所……番地戸主平民
何業何某長男無職業
推定家督相續人 何 某
生年月日

右何某被相續人に對して虐待を爲したるに因り 何年何月何日推定家督相續人廢除の裁判確定候間別紙裁判の謄本相添此段及御届候也
年 月 日 被相續人 何 某

何市何區戶籍吏何某殿

▲家督相續人指定届

住所……番地

戸主平民職業
指定取消人 何某兄 何 某
生年月日

何市何區戶籍吏何某殿

▲入籍届

住所……番地

戸主何商
入籍すべき家の戸主 何 某
生年月日

住所……番地

戸主平民無職業
廢家の上入籍何 何 某
某妹何某私生子 生年月日

右入籍候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也
年 月 日 何 某

何市何區戶籍吏何某殿

▲離籍届

住所……番地

戸主平民何商何某男無職業

右は法定の推定家督相續人なきに付家督相續人に指定候間此段及御届候也
年 月 日 住所……番地

戸主平民職業

被相續人 何某兄 何 某
生年月日

何市何區戶籍吏何某殿

▲家督相續人指定取消届

住所……番地

戸主何某男平民何商
指定家督相續人 何 某
生年月日

右は 何年何月何日家督相續人に指定候處今般取消候間

此段及御届候也

但家督相續人指定の登記は取消相成度此段併て申請候也
年 月 日 住所……番地

何 某 生年月日
何某と共に家去る
何某養女 何 某 生年月日

右何某 何年何月何日戸主の同意を得ずして養子を爲し
たるに因り離籍候間此段及御届候也
年 月 日 戸主 何 某 生年月日

何市何區戸籍吏何某殿

▲離籍に因る一家創立届

住所.....番地
戸主何商
離籍を爲したる戸主 何 某 生年月日
住所.....番地
戸主平民無職業
一家創立者 何某何男 何 某 生年月日
何某の家に入る何某養女 何 某

右は父何某の同意を得ずして養子を爲したるか爲め 何
年何月何日離籍せられたるに因り一家創立候間此段及御届
候也
年 月 日 何 某

何市何區戸籍吏何某殿

▲廢家届

住所.....番地
戸主平民無職業
家人 何 某 生年月日
何某妻 何 某 生年月日
住所.....番地
戸主何商
何某の入るへき家の戸主 何 某 生年月日
右廢家候間別紙家督相續に因りて戸主と爲りたる者に非ざ
ることの證明書(又は戸籍謄本)相添此段及御届候也
年 月 日 何 某

何市何區戸籍吏何某殿

▲絶家及一家創立届

住所.....番地
戸主無職業
絶家最終の戸主亡 何 某 生年月日
住所.....番地
戸主平民何商
一家創立者何某甥 何 某 生年月日
何某妻 何 某 生年月日
右何某家督相續人なきに因り 何年何月何日絶家候に付
一家創立候間此段御届候也
年 月 日 何 某

▲分家届

住所.....番地
戸主無職業
本籍の戸主 何 某

分家地.....番地

平民何業

所在地 同上

分家の戸主となるへき者何某弟 何 某 生年月日

住所.....番地
無職業

右父 何 某

右母 何 某

分家の家族と爲るへき者何某妻 何 某 生年月日

住所.....番地
何商

右父 何 某

右母亡 何 某

右分家候間別紙戸主の同意證書相添此段及御届候也
年 月 日 何 某

何市何區戸籍吏何某殿

▲絶家再興届

住所.....番地

戸主無職業
絶家最終の戸主亡 何 某
住所.....番地

戸主何商何某(何年何月何日生)二男平民無職
絶家再興人 何某甥 何 某
生年月日

右何某家督相續人なきに因り 何年何月何日絶家候處今般同家を再興候間別紙戸主の同意證書相添此段及御届候也
年月日 何 某
何市何區戸籍吏何某殿

▲氏復舊届

復舊前の氏名 何 某
復舊したる氏 何 某
右は何々(復舊の原因)に因り 何年何月何日東京府の認可を得て前記の通り復舊候間別紙認可書の謄本相添此段及御届候也
年月日
住所.....番地
戸主平民何業

何市何區戸籍吏何某殿
何 某
生年月日

▲名改稱届

改前の氏名 何 某
改稱したる名 何 某
右は何々(改稱の原因)に因り 何年何月何日東京府の認可を得て前記の通改稱候間別紙許可書の謄本相添此段及御届候也
年月日
住所.....番地
戸主何某長男平民

▲族稱變更届

何市何區戸籍吏何某殿
何 某
生年月日
住所.....番地
戸主何某長男平民
舊族稱 士族 何 某
新族稱 華族 何 某
生年月日

右 何年何月何日華族に列せられ候間別紙辭令書謄本相添此段及御届候也
年月日 何 某

▲本籍地變更届

何市何區戸籍吏何某殿
何 某
生年月日
原籍地.....番地
新本籍地.....番地
右の通本籍地變更候間此段及御届候也
年月日
住所.....番地
平民何職

▲轉籍届

何市何區戸籍吏何某殿
何 某
生年月日
住所.....番地
戸主平民何商

妻 何 某
生年月日

右轉籍候間別紙戸籍の謄本相添此段及御届候也
年月日 何 某
何市何區戸籍吏何某殿

▲就籍届

住所.....番地
平民戸主何商何某長男
就籍者 何 某
生年月日
右父 何 某
右母 何 某

右は是迄届出の闕漏に依り本籍を有せざりし處 何年何月何日就籍許可の裁判確定候間別紙裁判の謄本相添此段及御届候也
年月日 何 某
何市何區戸籍吏何某殿

▲除籍届

本籍.....番地
複本籍.....番地
戸主平民
何 商 何 某
生年月日

右は何々(複本籍を有する原因に因り)復本籍を有し候處
何年何月何日除籍許可の裁判確定候間別紙裁判の謄本相
添此段及御届候也

年月日 何 某
何市何區戸籍吏何某殿

▲寄留人届

本籍.....番地士族
何某次男士族無職業
何 某
生年月日

右 何年何月何日より寄留候間此段及御届候也
年月日 右 何 某



寄留地.....番地

何市何區區長殿

▲退寄留届 (一通)

本籍.....番地
寄留地.....番地

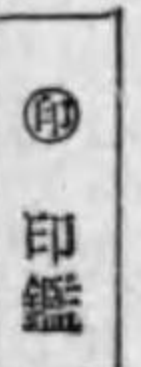
右 何年何月何日限り本籍地へ歸り候間此段及御届候也
年月日 前 上 何 某

何市何區區長殿

▲印鑑新調届

住所.....番地
身分職業

私儀從來印鑑所持不致候處今般前記印鑑新調致し本日より



何 某

使用仕候間戸主連署を以て此段及御届候也

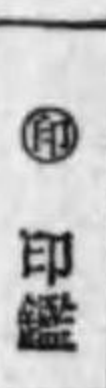
年月日 右 何 某

戸主 何 某

何市(區、町、村)長何某殿

▲改印届

住所.....番地
身分職業戸主



何 某

私儀從來使用の印鑑摩滅(遺失、焼失、紛失、毀損)仕候間前
顯の通改印の上本日より使用仕候條此段及御届候也

年月日 右 何 某
何市(區、町、村)長何某殿

▲印鑑遺失届

一貫印 一個

但何々(此處には印鑑の形體に付いて之を詳記すべし)
右私持の印鑑本月何日午後何町何番地何某方より自宅への
歸途遺失候に付種々搜索候得共更に不分明に有之候此段及
御届候也

年月日

住所.....番地
身分職業

何 某

何警察署御中

●契約證書式

▲金員借用證 (利息附の例)

一金何圓也 但此利息年何割何分

右金額今回正に借用申候處實正なる然る上は來る 何年
何月何日限り前記但書の利息相添へ無運滞御返済致す
べく候若し前顯期日に至り辨濟に差支候は、保證人に於い
て辨償いたし毫も貴殿へ御迷惑相掛申間數候爲、後日借用
證一札仍而如件

年月日 住所.....番地

借主 何 某

住所.....番地

保證人 何 某

何 某 殿

▲金員借用證 (無利息の例)

一金何圓也

右之金額無利息を以て來る。何年何月何日迄正に借用仕候處確實なり然る上は右期日に至り相違なく辨済可仕候萬一延滞仕候節は保證人に於て一切代償仕貴殿に對し毫頭御損害相掛申問敷候仍而保證人連署一書入候也

年月日 住所.....番地

債主 何 某◎
保證人 何 某◎

何 某 殿

▲金員月賦借用證

一金何百圓也 但此利息一ヶ月金何圓の定今般前記金額借用申候處確實也然る上は來る。何年何月何日より來る。何年何月何日迄何ヶ月賦と相定め毎月何日限り其の現在の借用高に對する利息相加へ元金何拾圓づつ返済可仕候元も借用當日よりの利息は第一回月賦金とともに辨済致すべく候萬一内何れの一方にても相滞り候節は保證人に於いて本契約事項に拘はらず一時に代償可仕候爲後日月賦金借用證一札仍而如件

二三

年月日

住所.....番地
借主 何 某◎
保證人 何 某◎

何 某 殿

▲連帶借用證

一金何拾圓也 但此利息一ヶ月何程の定右金員拙者共連帶を以て借用仕候處確實也就ては來る何年何月何日限り元利相揃へ還滞なく辨済仕るべく候爲後日連帶借用書一札仍而如件

年月日 住所.....番地

借主 何 某◎
住所.....番地
借主 何 某◎

何 某 殿

▲連帶借金分割證

一金何圓也 此利息何程右之金員今般何某殿より連帶を以て借用仕候處確實也就ては此の内金何圓は何某、金何圓は何某に於いて使用仕候萬

年月日

住所.....番地
買入主 何 某◎
住所.....番地
保證人 何 某◎

何 某 殿

▲建物書入金員借用證

一金何百圓也 但此利息年何割此書入物件住所.....番地所在
一二階建瓦葺 壹棟
此坪數上何坪、下何坪
同地所在
一 土藏何坪 壹棟
右の金員正に借用候處確實也仍て前記建物費殿へ書入と仕候就ては來る。何年何月何日限り前記脇書の利子相添へ元利とも一時に皆済仕るべく候若し其の節に至り返金に差支候は、前題の建物御賣却の上其賣得金を以て御差引相成度候尙右にても不足相立候は、保證人に於いて引受早速賠償仕候仍て保證人連署一札差入置候也

年月日

住所.....番地

二三

一返済期日に至り拙者共兩人の内右使用の金額相調ひ兼候者有之候とも債主に對し各自連帶の義務を負ふべきは勿論の儀に御座候仍而分割の證如件
年月日 住所.....番地

借主 何 某◎
住所.....番地

何 某 殿

▲質入借用金證

一金何百圓也 但此利息何割此質入物件住所.....番地
一田反別何段何畝歩
此地價何圓也 此地租金拾圓也
右金額今回保證人立會の上前記地所質入となし借用仕候處確實也然る上は。何年何月何日限り前記但書の利子相添相違なく返済可仕候本契約の地所に關し故障等差起り候は、一切保證人に於いて處辨致すべく候又右期日に返金に差支候は、前記の地所は貴殿へ引渡し申すべく候爲後日地所質入金員借用證書一札差入置候也

住所.....番地

借主何 某
住所.....番地
保證人何 某

何 某
保證人何 某

▲公債證書抵當金員借用證

一金何圓也 此利息何程

此抵當物件

整理公債證書面金何圓也

内 譯

何圓券 何號 何番 何枚

何圓券 何號 何番 何枚

右の金額来る一 何年月何日迄借用候處實正也就ては拙者所有の前記の公債證書抵當に差入申候又利子の儀は毎月何日限り屹度御渡し申すべく萬一相延滞致候節は元金と看做し前記の利子相加へ皆済可仕候若し又元利還滞仕候はば右抵當物に付き隨意の御處置相成度仍而其の證一札如件

年月日 住所.....番地
借主何 某
住所.....番地

▲地所抵當之證 (他人の所有に係る地所の例)

一金百圓也 但此利息金何圓

此抵當物件

住所.....番地

一 田反別何段何畝歩

此地價何拾圓也 此地租何圓也

右地所は何府縣何郡市何町村何番地何某の所有に候處拙者今般借受の上貴殿へ抵當に差入れ前記の金額借用申候處確實也然る上に来る 何年月何日限り受戻し可申候萬一該期日に至り受戻し難きときは保證人たる地所々有主に於いて、一切辨償仕り毫も貴殿に對し御損害相掛申まじく候爲後日借用證仍而如件

年月日 住所.....番地
借主何 某
住所.....番地
保證人何 某
前記の地所は拙者所有に有之候處今般貴殿へ抵當に差

何 某

▲建物借用證

住所.....番地所在

一 平家建家屋 壹棟

但此建坪何拾坪、疊、建具、造作一式別紙目録の通り何拾何點共相付屬す

此家賃金一ヶ月何圓の定

前記貴殿御所有の建物住居の爲め正に借用申候處確實也就ては左記の通り契約相結候也

一家賃金は毎月何日限り其の月分を相納め申すべき事

一 下水、掃除費は拙者に於いて負擔致すべく候事

一家屋御入用の節は一ヶ月前に御通知下され候はゞ明渡し申すべく候事

一 前項に依り明渡しの際使用上自然に生じたる損傷は之が修繕の責に任ぜずと雖も其の以外のは拙者に於いて一切修繕致すべく候事

一本契約に關しては總て保證人に於いて引受申すべく候事

一本契約に規定せざる條項は總て民法規定に従ふべく事

右契約の事項相違無之候間建物借用證書札差入置候也

入るべき契約にて貸渡したるものに相違無之候依つて此に承諾の旨を明記し署名捺印候也

年月日 住所.....番地
借主何 某

債權者何某殿

▲地所借用證

住所.....番地

一 田反別何段何畝何歩 此地價何圓 此地租何圓

住所.....番地

一 畑反別何段何畝何歩 此地價何圓 何地租何圓

右二筆の地所は今般拙者に於いて借受け小作可仕候就ては毎年何月何日限り金何拾圓を小作料として貴殿へ差入申すべく候處確實也然るに該地所若し貴殿に於いて御入用の節は作付何ヶ月前に御通知被下候はゞ何時にても返地致すべく候右小作料滞納の節は保證人に於て引受け毫も貴殿へ御迷惑相掛申間敷候仍而地所借用證一札如件

年月日 住所.....番地
借地主何 某
住所.....番地
保證人何 某

建物借用主 何 某
 住所……………番地
 保証人 何 某

▲宅地借用證

住所……………番地所在
 一宅地何拾坪 此間口何間、奥行何間
 但借地料一ヶ月金何圓の定

右貴殿御所有の地所今般借用仕候間左記の事項契約候也
 一前記借地料は毎月金何圓其の月分を何月何日限無相違相納申すべき事
 一借地契約年期は明治何年何月より同何年何月何日に至る迄満何箇年とす
 一前項の期限より尙繼續致度候節は満期前に更に期限を定め契約仕るべく候事
 一本契約期限内に建物消滅候はゞ其の時を以て解約したるものと致候事
 一返地の際に當りて其の所在の建物は相當の時價を以て貴殿へ賣渡す歟又は他へ移轉仕るべく候事但し移轉の場合に於ては移轉料を請求致さず候事

一借地料一回にても延滞仕候はゞ前項の期限内と雖も本契約を解除し何日以内に自費を以て建物を移轉せしめ候事
 一借地料は土地の負擔の増加したる時及び地價の騰貴したる時に之に準じて増額せらるゝも異議なく承諾すべき事
 一借地の原形を變ずるときは貴殿の承諾を經べき事
 一借地は貴殿の承諾を得ずして第三者に轉貸致さず候事
 一借地上にある建物を強制競賣に付せられたるときは貴殿との借用契約は自然消滅に歸すべき事
 但し一部分の強制競賣なるときは其の殘部に對し更に契約取結び申すべき事
 一借地契約に係る事項は總て保証人に於いて引受申すべき事
 一契約に規定せざる事項は總て民法貸借に規定せられたる條文に依るべき事

右契約の事項相違なく履行致すべく候間證書差入置候也
 年月日 住所……………番地
 借地主 何 某
 住所……………番地
 保証人 何 某

▲敷金預り證

一金何拾圓也
 但し何府縣何郡何市何町何村何番地所在家屋何坪一棟明治何年何月何日貸附に對する敷金
 右敷金として正に相預り申候家屋御明渡しの際に同時に御返戻致すべく候也仍而預證如件
 年月日 住所……………番地
 家屋貸主 何 某
 何 某 殿

▲建物賣渡證

住所……………番地……………所在
 一瓦葺平家建家屋 壹棟
 但間口何間、奥行何間、此坪數何程
 此賣渡金何千圓也
 右拙者所有の建物前記代金を以て貴殿へ賣渡保証人立會之上該代金正は受取申候處確實也然る上は前記建物に關し他より故障の筋一切無之は勿論に候萬一故障等相起候節は拙者並に保証人に於いて處辨致し貴殿に對し毫も御損害相懸申間敷候爲後日建物賣渡證一札仍而如件

▲地所賣渡證

住所……………番地
 一田反何段何畝何歩
 住所……………番地
 一畑何畝歩
 此二筆賣渡金何千圓也
 右拙者所有二筆の土地今般貴殿へ賣渡し前記代金何圓也保証人立會の上正に受取申候處確實也尤も該地所に付き故障の筋毫も無之候仍而賣渡證一札差入候也
 年月日 住所……………番地
 地所賣渡主 何 某
 住所……………番地
 保証人 何 某

何 某 殿

▲船舶賣渡證

船籍港何國何郡市何町村何港
第何號

一日本形船何丸 壹艘

石敷 何石積

長さ 何間

幅 何間

深さ 何尺

端船 何艘

此賣渡代金何千圓也

右拙者所有日本形船何丸今般前記代金を以て貴殿へ賣渡し該代金は保證人立會の上正に受領候處確實也就ては該船舶に對し後日如何なる故障差起り候とも拙者及び保證人に於て處辨致し毫も貴殿へ御損害相掛申まじく候爲後日賣渡證如件

年月日 住所.....番地

賣渡主 何 某

住所.....番地

保證人 何 某

何 某 殿

▲建物雜作賣渡證

住所.....番地所在

一建物に附屬雜作物壹式 但別紙の目錄の通

此賣渡代金何圓也

右は何某所有建物内に有之雜作物別紙目錄の通り何品外何點今般賣殿并建物所有者立會點檢の上前記の代金を以て貴殿へ賣渡申候に付代金正に領收仕候然る上は該雜作に對し他より一切故障の筋無之候爲後日雜作賣渡證一札仍而如件

年月日 住所.....番地

賣渡主 何 某

何 某 殿

▲有價證券賣渡證

一何公債證書額面何萬圓也 都合何枚

此內譯

何拾圓券 何號 何番 何枚

何百圓券 何號 何番 何枚

此賣渡代金何萬圓也

右は拙者所有記名公債證書今般前記代金を以て貴殿へ賣渡

候に付該代金受領仕候處確實也仍而賣渡證如件

年月日 住所.....番地

賣渡主 何 某

何 某 殿

▲賣品約定證

一何品 何程

此賣渡代金何拾圓也

右品物は今般賣殿へ賣渡すべき契約取結び手附金として前記賣渡代金の内何圓也正に受取候處確實也就ては何品は來る何月何日限り殘金と引換に悉皆御引渡し申すべく候若し違約致候節は其の損害として右受取の手付金を倍額にして返納可仕候又貴殿に於いて本契約履行無之節は該物品は當方に於いて處辨致し右手付金は流失とし拙者へ沒收仕候契約に有之候依て賣渡證一札差入候也

年月日 住所.....番地

賣渡主 何 某

何 某 殿

▲金員預り證

一金何拾圓也 但利息一ヶ月金何圓に付何錢の割

右金員今般賣殿より拙者へ預り候處確實也然る上は前記利息の儀は何月何日限り御拂支申すべく且つ右金員御入用の節は何時たりとも返戻致すべく候預り金證書仍而如件

年月日 住所.....番地

預り主 何 某

何 某 殿

▲荷物領り證

一何品 何拾個

但菰(又は澁紙)包量目總計何貫目

右は日本鐵道會社より店當へ着仕候處賣殿の御都合を以て弊店へ相預り候處確實也就ては何時にも此の預り證と引換に御渡し申すべく候也

年月日 住所.....番地

預り主 何 某

何 某 殿

▲送り狀

一何品 何個

但菰包目方貫目

此代金何圓也

右は日本郵船會社汽船何丸(或ひは内國通運會社)便を以て
差立候條到着の上は御查收可被下候也

年月日 住所.....番地
何 某 殿 某 〇

▲爲替手形證

一金何百圓也

右は御地何町何番地何商店何某へ爲替取組候間來る何月何
日限り前同人へ御支拂相成度候也

年月日 住所.....何番地
何 某 殿 何 某 〇

▲建物共有契約證

一土藏 壹棟

但此坪數何程

右は拙者所有の建物に有之候處今般之を三分して相使用
する事とし其の三分二に對する代金何圓也右御支拂相成候
に付正に受領仕候依而共有物契約書一札如件

年月日 住所.....番地

何 某 殿 何 某 〇

▲雇人引受證

住所.....番地

士族(平民)何某長(次)男

何 某

生年月日

右今般貴殿へ御備入相成候處左記の條項遵守可致依而保
證人連署の上一證差入候也

一被備人何某は雇主の命に従ひ何事に依らず勤務致すべき
事

一備主は夏冬兩度仕着として被備人へ衣服を給與せらるゝ
事 但し代金何程以上の事

一備人は如何なる事情ありとも本契約期間内は暇申出間敷
候事 但し父母の癩病若くは公事に關する事は此限に非
ず

一被備年限は來る明治何年何月何日迄の事

一被備人癩病の節何日間以上に渉る時は引請人方へ引取申
すべく候事

一何品 何程

此代金何百圓也

右金員は拙者へ受取申すべきの處此度爲替に交互仕候間何
府縣郡市何町村何番地商店何某へ送付有之度候也

年月日 住所.....番地

何 某 殿 何 某

一雇主の都合に依り期間内に拘はらず解備相成候とも一言
の苦情申出間敷候事
一被備人に係る一切責の務は引受人に於て負擔致すべく候
事
右之通り相違無之候也

年月日 右本人 何 某 〇

右父 何 某 〇

住所.....番地

引受人 何 某 〇

何 某 殿

▲委任狀

一拙者儀事故有之何々事件に付何某を以て拙者の部理代
人と相定め拙者の名義を以て左の權限の事を代理致させ
候事何々の件(此には委任條件を明記すべし)
右代理の委任狀仍而如件

年月日 住所.....番地

何 某 〇

▲商品爲替手形

證

▲保釋願

自分被告事件ハ何々ノ事由ニテ最早證據漂滅等ノ恐無之モノト確信仕リ候且自分ハ決シテ逃亡等可致者ニ無之候間御指揮ノ保證金供托可致候ニ付保釋御許可相成度奉願候也

年 月 日

被告人

氏 名 ㊦

何々裁判所

御 中

保釋請書

自分儀保釋許可相成候ニ就キテハ何時ニテモ御用ノ節ハ出頭可致此段御請仕候也

年 月 日

被告人

氏 名 ㊦

何々裁判所

御 中

小資本活用編

▲人間の慾望

人間と言ふものは、何といつても種々な慾望に支配され易い、口では聖人の様な事をいつて居ても、實際に心の底から聖人の様な生活を送れるものではない。寧ろ今の時代では最初から赤裸で生きた方が幾何い、か判らないのである。抑も人間の慾望といふものは種々あるが其中で一番大きく且つ深いものは、今の社會にあつては、思ひの儘に、欲する儘に暮して行きたいといふ願ひである事は萬人が萬人共否まれない事實である、其願ひの儘に暮して行く爲めに要するものは即ち金である、先づ其の慾望を満たすにはどうしても第一番に金を握らなければなら

實際、今日如何なる人々も金を欲しない人は無いのである、例之社會とは交渉の少ない學者や宗教家の様な種類の人達でも、其研究や、實驗や、傳道其他の爲めに先づ最初に要するものは智慧でも學問でも辯舌でもない、猶且金である。

尤も人間の慾望といふものは、年齢に依つて變るもので、何時も必ずしも同一ではない、幼兒は乳と暖かい母親の愛撫を望み、小兒は玩具を澤山欲しがり、夫れから少し長ずると、活動寫真や寄席に興味を持ち始める、もう女の十四五、男の十六七にもなれば異性を求め、夫れと共に衣裳などにポツ／＼無理な願ひを起し始める二十代三十代などは活動時期で、名譽心などが甚だ劇しく、夫れと同時に種々な慾望が、此時代は恰度堤を切れた洪水の様に、人々の心に氾濫する、さて、老成期に入れば、今度は前とは反對で、もつと靜的な、もつと消極的な事を望む、例之ば抹茶とか謠曲とか、骨董、書畫といふ、所謂隱居生活の安逸を求めるものである。然しながら、之等人の一生の種々な慾望を貫くものは金である。金が無ければ之

等の望みは一として完全に貫徹出来るものではない、即ち金はあらゆる人間の慾求を支配する、最大權威者であらねばならぬ。

一寸考へてもさうだ、金があらば普通に望む事の殆んど大部分は遂げられる、金さへあらば美女も恣にする事も出来る、王侯貴人にも劣らぬ住宅を建てる事も出来る、氣樂な隱居生活を營む事も出来る、人々は其前で皆頭を下げる、旅行、美食皆思ひの儘である。

さらば何よりも先づ金である、金其ものを有難がるのは間違つてゐるとは言へ、金の持つ權力の前には、今日如何様の人と雖も屈せねばならぬ、乃で先づ人は如何なる種類、職業の人でも金持になる工夫をせねばならない事となる。

金持になる工夫、夫れは種々である、然し乍ら、甲の人は何々をやつて金満家になつたから、自分も一つあれをやらうの、乙は何々で成金と謳はれてゐるから、俺も一つあの手を真似て大成金にならうなどといふ量見は甚だ間違つた話である。

何故ならば、其所には「時」といふものがあり、又各自の「性質」「境遇」等といふも

のもある、何時も柳の下に繪の居るものとは決まつてゐない。

▲金は殖えるもの

前に述べた如く、金持になり度いと思ふのは、萬人誰しもの願ひであり、其方法も種々であるが、先づ第一に考へなければならぬのは、其方法よりも心掛である。心掛けといつても、普通の法學者の様に、無駄遣ひをするなどか、節儉をしるのとか、其様な單純なものではない、一文半錢を大事に貯へても夜半に泥棒の襲撃を受けて、眞の子の財布ぐるみ取られて了つては何にもならない、大慾は無慾に似たり」で或老婆が死後、床の下から夥しい紙幣が出たが、夫れはもう數年も前に償還期限の切れた舊紙幣だつたといふ話もある、此様な莫迦げた事は我々の執らない所である。

然らば其心掛とは如何なるものか、先づ第一に目を開けて居よ、といふのである。誰でも目は聞いてゐるといふかも知れないが、世に所謂あきめくらが多いのである。

單に一文半錢を大事にして、足許ばかりにコセ／＼して居てはいけない、時を見、將來を見なければならぬ。

元來、金といふものは驚くべき利殖力を持つてゐるもので、じつと其儘握つて置れば百圓は百年経つても矢張百圓だが、之れを巧みに運轉すると、恰度鼠が一、二三匹の子を生む、其兒が又銘々二三匹の子を生み暫らくの間に夥しい數となる所謂鼠算式に、百圓が千圓、萬圓、或は十百千萬を生む大事な基礎なのである、此天然に利殖に富んだ金を利用せない人は、金の罰が當つて永久に貧乏生活をして、年々人に頭を下げて居らなければならぬ。

此點に注意するのが、最初の第一要件である。世には汗水流して小金を貯めて、夫れを抱いた儘に死ぬ人がある、之れなどは小金を大金にする、即ち利殖の方法を知らない憐れな人と言はなければならぬ。

恰度小金は、種子の様なものである、種子は蒔かねば樹は成らない、花も咲かない、實も出来ない、一生種子を持つた儘の人は、花の美しい事も、實の甘い事も知

らない人達である。

即ち茲に若し何百圓とか、何千圓とかの資本金があらば、夫れを確實な、安全な方法で利殖を圖らねばならぬ、此心掛け、此果斷が最初に必要なのである。

世間の小金を蓄へた人達はよく憚う言つてゐる「折角之れだけ貯へたのだ、ムザムザ、詰らぬ事に使つて了つて若し損をすれば……」……其懸念は實際尤もな事で、事實、世間では折角幾年か夜の眼も寝ずに働いて貯へた金を、拙い目論見の爲めに元も子も損をして丁ふ人達も随分多い、其様なのを金を死なす人といはなければならぬ、人が病氣で死んだのを見て、到つて達者な自身の体を、さも病氣の様に思ひ出し、果ては眞實の病氣になつて死んで了ふのは莫迦の骨頂である。

然らば、茲に所謂、最も安全で、最も確實な利殖に富んだ小資本成功法とは如何なるものであるか、著者が説かうとする所は即ち其所である、本文に入るに先立つて尙二三、眞の利殖の心得を説いておかう。

▲金儲の出来る人と出来ない人

金儲けがしたいといふのは人の心の内の慾望、即ち本能性で、決して世間で卑しめる様なものではない、が、此書は其様な事を議論するのが本旨で無いから、ざつとくばらんと小資本で金儲けをすべき方法を解かねばならぬ、然しながら具体的に其方法を説く前に一通り金儲けの出来る人と、出来ない人がある事を説明しやう。

此兩性質の如何なるものであるかを知つて、諸自分は其何方に屬してゐるか、難かしく言へば性質の上に覺醒する、碎いて言へば自分の性分を知つて、匡正する事が最も肝要である。

「馬鹿と鉄は使ひ様で切れる」と昔から言はれてゐる通り、どんなに、鉄でも使ひ手が悪ければ何にもならぬ、此に正宗の名刀があるとすると、使ひ手が下手だつたら夫れは只一本の刀といふに止まるが、腕が冴えてゐたならば、どんな手柄をする事も自由である。然し刀であるから人を斬る事が目的だといつて無暗矢鱈に振り廻さ

れては堪つたものではない、後者の様なのは、金儲けだといつて詐欺でも、横領でもしかねない人だ、此様な人は問題外である。

實際金儲けといふものは一つの呼吸である、株式が有利だといつて、誰も彼も株式に當つて行つた所が、さうく儲かるものではない、否、儲かる所か家財家具迄、持出して破産をせねばならぬ破目に陥る事も往々ある。

持つて生れた性質といふのは茲である。其呼吸に巧みな人は、巧みに機會を捉へるがさうでない人はみすく目の前に轉がつた金儲けを逃がして了ふ事が多い。

近江商人は大阪で多く成功してゐるといふ、其素質は粘り強い、と言はれてゐるが決してさうではない、彼等は此機會を捉ふる呼吸を吞込んでゐるからである、寢ても覺めても、世間の成行に注意してゐるからである、勿論此粘り強いといふのも必要であるが、例へば茲にA會社の株を持つてゐるとすると、其會社が段々不況に陥つて來て、此儘其株を持つてゐると、大層な損をせねばならぬ、といふ場合、茲に新らたに有望な會社が創設されたが、夫れに乗換へ度くはあるが、今迄握つた會

社の株を手放すのも、ごもう定見のない様で可笑しいし、といつて、更に今迄のを其儘にして新らしい會社の株主になる程の資本はなし、と愚圖々々してゐる中に機會は過ぎて了ふ、持つてゐる株式の値はどんく下落する、一方新會社の社運は日に増し有望となる、其時になつて、あの時乗換へて置いたならば、と残念がつてももう六菖十菊、後の祭である。

此様な人はまあ金儲けに縁の遠い、即ち金儲けの出来ない性質だと言はなければならぬ。

夫れに引換へて、前の様な場合に、持株の會社の不況は一時的のもので、必ず將來大舉恢復するといふ事をよく確かめずに、新會社へ乗移つて了ふ、幸ひ、其新會社の方がよければまだいゝが、夫れが豫期に反すると來たならば随分慘目なものである、此様な周章たものもまあく金儲けに縁の遠い人と言はなければならぬ。

夫れではどういふ風の人がいゝか。

三度、此場合の事で例ふれば、自分の持株の會社が何故不況になつたか、一時的

のものか、永久に見込がないか世間の評判はどうだと確かめて、愈々駄目と判れば幾何其時、自分の買った値より相場が下つてゐても、惜し氣もなく見限つて了ひ、そして、之れもよく／＼將來を見込した會社の株に乘移つて了ふ。

又、從然の持株會社がよし如何なる不況不評でも、之れは必ず挽回すると十分な見込が立てば、さういふ風な時價の下つた場合は、寧ろ其會社の株を買進めなければならぬ。

憚ういふ人は、儲ける事の巧みな人達である。

尤も此話は著者が説かうとする、安全確實な小資本利殖法ではない、此三人の第三番の人の様に、目の開いた人であるならば此方法もよいが、普通の人はもつと安全な道を執りたいだらうし、又、前記の方法許りは手を取つて教へる事の出來ない呼吸だから銘々の目と頭に依らなければならぬ。

然し著者の安全利殖法といつても、ぼんやりしてゐて貰つては何にもならない、と同時に周章てゐては又何の得る所もない。

其心掛けと用意は次章に説く。

▲細心で豪膽なれ

世の中に金儲けの出來る性質の人と、出來ない人のある事は前章に述べたが俺はさうすると金持になる資格がないと直ぐ悲觀して了ふはちと輕卒である、即ち其所が「馬鹿と鈍み」で自分自身を使ひこなす事に心掛けねばならぬ。

前に列した金儲けの出來ない人の例の一番最初の人、餘り小心で、何事もびく／＼して失敗する性である。

二番目の人は豪膽奔放で之亦失敗に終る人と言はなければならぬ。

然して第三番目に上げた人、即ち成功する性質の人をよく注意すると、憚ういふ事が判る。「小心で且つ豪膽である」……之れは強ち金儲け許りでは無い、何事にも必要であるが、殊に此利殖の道には、無ければならぬ大事な事である、此一事が缺けてゐては絶対に金儲けは出來ないといつてもよい。

前の例で小心翼翼々としてゐたお蔭で一時不況に陥つた會社が盛り返して、再び咲く春に出會したといふ場合も無きにしもあらず、又豪膽であつたが爲めに思はぬ利得を得たといふ例も時には聞くが、夫れは眞に偶然である、偶然を待つてゐる様では、寔に詰らぬ事だ、恰度道を歩いて大金が何所かに落ちてさうなものだと探す様なもので、ぼんやりしてゐる間に、掏摸に財布をしてやられるが落である。

偶然は待つべきものではない、機會は向ふから來るものではない、進んで之れを捉えねばならないのである。

實際ぼんやりしてゐては何事も出來ない、大事な自分の資本を投じてゐる銀行なり會社なりの株主である。

世の中に幾何うとい人でも自分の商賣が損をしてゐるのか、儲けてゐるのかを不關焉と澄してゐる人は無からう、會社銀行の株主となるのは、詰り自分の金を出して、他人に營業させてゐるのであるから、換言すれば、自分の商賣と大差はないのである、株主が其會社なり、銀行なりの營業狀態に留意せないといふ事は根本的か

ら間違つた話で、常に細心の注意を拂ふ用意が甚だ必要である。

然し茲にいふ細心は小心とは似て非なるもので、小心といふのは常にびく／＼してゐる人である、ピク／＼してゐると所謂疑心暗鬼を生じて、白布の手してゐるのも幽霊の様に見える、細心はさうでない、怪しいものがあれば、よく／＼手に取つて入念に調べて見た上其のも、本体を確かめて見るのである、そして夫れが怪しなものとなれば、茲に斷乎たる處置を執らねばならぬ。

即ち例して見れば、銀行や會社の決算でも世評でも、其他怪しな事を聞込めば、得心の行く迄精査して見ねばならぬ、株主は又夫れを調べる丈の權利を法律から附與されてゐるのである、其所で其怪しいものが愈々怪しいものであると判定したならば、斷乎たる處置、即ち其株を見限つて了ふのである。

此果斷の勇も亦缺くべからざる必須條件で、若し、果斷の勇に缺けてゐたならば幾何細心でも何でもない。

果斷・豪膽と向ふ見ずの亂暴とは決して同一のものではないが、世間往々にして

之れを混じてゐる、其癖「金欲しや」と嘆じてゐるのである、自分で手を出さずに物は握れない。

▲投機と利殖

成金と言ふ言葉は、既に大金儲けをして一足飛びに資産家となつた事を、明らかにしてゐるが、今日、世の資産家、金持と言はれる人の、成功史を繙いて見ると何れも投機で儲けないものはないのである。

實際茲に十萬百萬の資本があつても只、世間普通に五分なり一割なりの利益を得て居ては、一代に何百何千萬といふ資産家になれるものではない。

況してや千圓足らずの小資本金で營業を始めた所で知れたもので、假りに年一割を儲けた所が、百圓十年経つて千圓である、生れた時、直ぐに商賣を始めた所で百歳になつて僅か一萬圓に過ぎない、加之、人生、活動の時期は極僅少なもので永い人で三十年位ゐるものである事を知つたならば、實際、うかくと一日たりとも此

尊い時間を空費する事が出来ない。

世間では投機といふと直ぐ株式だの米穀の事のみの方に思つて、相場師と舟子ばかり一枚の危ない藝當だと言ふが、決して投機は前記の相場のみに限つた事ではないので、此頃多い鐵成金や船成金や何々成金は皆株式に手を出した成金ではない、即ち見越し買ひをする、品物が上ると思へば買占める、下がると氣附けば賣拂ふ……之れ取りも直さず投機なのである。

勿論投機といふものに株や米を第一として、一朝にして巨金を得る愉快なもの、男子らしき仕事には違ひはないが、夫れに伴ふ危険も亦尠なからぬは、世間に相場師だといつて、事實よりも五割も六割も其人の信用を割引して見るのに徴し、明かである。

然し投機である以上、幾分危険も含まれるとは言ひ條、夫れは物に依るので、人間の劇動相場に、哀れ、昨の富豪、今日は自殺して遺族は路頭に迷ふのもあるが、又安全第一、石橋を叩いて渡つて行く様なものもある。

夫れでは誰も彼も何故其方法を取らないのかといふと、中には資金のあるに任せ、其様な辛氣臭い方法を避けるのもあるが、其多くは大成金を見て所謂「大慾は無慾」の諺を實現するのである。

資本を巧みに運用して利殖を講ずるのは前記の如き危険なる投機とは違つて頗る安全且つ確實である所に、言ふに言へない妙味と、面白味と、そして實收が伴ふ。

▲氣附かない金儲

然らば其小資本運用とは何か、と言へば人の餘り氣附かない物事の裏を行くのである。

例へば茲に勸業債券を買ふとしても徒らに千圓二千圓の當り籤を待つ様な愚かな事もせず、さうかと言つて、年僅かに四分か五分の利息に甘んずる様な金の冥利に盡きる様な事もせず、同じ十圓なり二十圓の債券、同じ四分或は五分利付の勸業債券を年利二十割にも三十割にも廻せる方法がある、夫れと同じ様にもう少し資本が

出せるならば、總べての會社や銀行株で同じ様に、五十割にも六十割にも廻せて、然かも何等危険が伴はないのである、其詳細な方法は後章に説くが今千圓の金を持つて前記の如く五十割に廻すとすれば一年の収益五千圓である、元利合せて六千圓とすれば夫れを全部資本として二年目の収益三萬圓である。

夢の様な話であるが、之れが事實であるから面白い。

其所が人の氣附かない、裏道を行く金儲けの秘訣である、今後世に處して行くにはどうしても巧みに立廻らなければならぬ、夫れと同時に大慾を捨つる事の益々必要となつて來るのである。

之れは金儲けの話でないが、日本で古今を通じて一番の成金は豊太閤だといふ、下賤から身を起して、位人臣を極めたのであるが、夫れは昔の話、徒らに大慾を起して諸々の鑛山を掘り當てに行つても、もう其様な事は時代遅れである。

何故といふに、今日は社會制度が益々秩序だつて來たので、一足飛びといふ事が出來なくなつて來た、何事も物の順序といふものがついて來た、一事は萬事で、紀

伊國屋文左衛門が蜜柑船の大投機をやつた時と、既に時代が違つてゐるのである。斯く秩序立つて、社會組織が完全になつて來ると、金儲けにしても、一舉に大金を掴むといふのは、曩に書いた株や米の投機……頗る危険なる投機より他に何等方法もない様であるが、乃は甘くしたもので、總べての秩序が整然として來ただけに二二が四と算盤を取つて、斯くの如く、意表外な儲け道が生じて來たのである。世間の事を見渡して見ると、段々機械の時代となつて來た、今迄手工で不便と不自由を凌いで來たものが、此頃では何事も機械づくめで、正確に、安全に製造される様になつて來た、然し其機械も運轉する人の上手下手で、非常な差があると同じ様に、金儲けも機械的に正確に完全にやれるとは言ひ條、運轉方法を誤まらない事が肝要である。

其方法を説くに先立つて吳々も之れを注意して置く。

▲どうして利殖するか

小資本を以つて一家を處し、大に金を儲け様とする人が第一に目をつけるのは、どうしても米や株の相場である、之れは無理もない話で、前述の通り、今日の世界では、一舉にして大利を博さうとするにはどうしても此危険なる投機に手を染めなければならぬが、又、其弱點を知つて、素人にでも出来る相場の必勝法だとか、相場通信だとか、種々あるが、其様なものに惑はされては、折角貯めた其資本金が飛んで了ふ所か、遂には破産となつて、世間に顔を合せぬ所か、居るに家なく食ふに米なく、哀れ妻子と共に放浪の旅に出なければならぬ様な悲惨な目に遭ふ夫れを知り乍らも、尙此相場の手を止め得ないのは、矢張り「金欲しや」の一念からである。

小資本を以つて有用に有益に利殖を圖らうとする人の考へなければならぬ事は此處である、前章、人の知らない金儲けの道は、一寸先にも書いた債券利殖法だの株式の鞘取だの、土地家屋の賣買だの種々雑多に、吾々の目の前に轉がつてゐる、吾人の説く所は其最も一般的に、且つ誰が試みても最も安全な方法の一二を説いて

讀者に金儲りの道案内をするに止まるのである。

之れに依つて得たるヒントから、尙幾他、人の氣附かぬ新らしい道を發見されなば、幸福は夫れに過ぎない、著者の知つてゐる方法も豈管に之れのみならんやで種々多方面に亘つて、實際枚舉に違のない位である。

夫れをととも限ある紙面に説き悉す事は不可能な事であるから、只其方法の一端を之れより得て、夫れを充分に活用されん事を切に望む次第である。

尙後章、其實際的方法に就いては、一々詳細な統計を掲げて、讀者の成程と合點される所迄、説明したのであるが、さうすれば只一項、例へば債券殖法のみでも數百頁を盡さねばならぬから、夫れよりも、出来る限り、取材の範圍を他方面に求めて、讀者が此方法を應用する、時の便宜を圖る方がい、と考へ、大体の説明だけに終る、金儲けの事であるから、諸君は僅かな勞力を惜まれずに、後章の説明に依つて自から採算され、充分に其長所を會得されん事を特に望んでおく。

▲手のつけ易い金儲

手のつけ易い金儲、詰る所小資本で安全に確實に儲けるにはどうすればよいか、同じ小資本と言つても五圓十圓でも小資本ならば、五百圓千圓でも同じく小資本である。

だから今茲には假りに小資本の範圍を千圓迄と極めて夫れで完全に且つ確實な利殖の道を講ずる事とする。

幾何資本があつても、生帳面な店舗を開くだけでは、何年待つても、資産家になる事は出来ない、資産家になる事はおろか、生計も營めない様になつて了ふ、それではどの方面に投資するか、先づ其第一方法として、

▲債券殖法

から説明して行かう、茲に言ふ所の債券は普通世間で千圓二千圓の割増金附で喜ばれてゐる勸業債券の事である。

債券利殖といふのは銀行日歩よりも安い四分や五分の勸業債券利息を待つてゐるのではなく、且つ千圓二千圓の割増金を、棚から牡丹餅式に呆然待つてゐる様な、其様な莫迦らしい事ではない、其様な大慾を捨て、利鞘を取るといふ所に入知れぬ面白味がある、即ち毎日相場表を見てゐると。

▲同じ債券で相場に高低

がある、之れが附込み所なので、即ち人の氣附かない儲け所である、何故同じ債券でありながら相場に高低があるかといふと、普通の社債や株式の様に普通銀行どの利子關係、即ち金融界が逼迫して利子が高くなれば、利率の少ない債券相場は下落するが、夫れに反した場合は暴騰する場合もある、然し此勸業債券許りは特殊なものであるから、其影響で騰貴したといつても、下落したといつても知れたものである。

る。

さらば何故同じ債券で僅か十圓か二十圓のものが二三圓も時には四五圓も相場があらけるかといふと、言ふ迄もなく此債券の興味の中心點は割増にあるのだから、従つて抽籤月に近づく程値が上り、濟めば又下落するのである、即ち抽籤月が近づいて來れば、何でも割増金を得んものと人々が其債券を買進むから自然上るのであり、夫れが濟めば投げ出すから、再び下落する、尤も大低の債券は年二回の抽籤(中には一回のもあり三回のもある)の翌月が利渡月だたら、夫れだけ急に下らないが利渡が濟むと、再び下落するのである、乃で覗ひ所といふのは此

▲相場の高低の鞘

を掴む事である、即ち人々が買進む時に賣つて、賣拂ふ時に買ふので、大慾を捨てよといふのも此處だし、人の氣附かない裏道を行くといふのも茲である。之れをもう少し具体的に言へば、十月抽籤月の債券が事當時十二圓二十錢したも

のとすれば、二月前の相場表を見ると十圓二十錢とある（これは實際の相場である）即ち二月の間に二圓五十錢の値上りをしてゐるので、二月前には十圓二十錢で買えたものが、九月の末には十二圓七十錢でなければ買へない事になる、乃で八月初め或は七月末に十圓二十錢で買ふとしたならば九月末に之れを賣れば十二圓二十錢、（相場は十二圓七十錢であるが夫れは仲買店の賣値段である、普通此方から賣る時は三分乃至五分引となるから十二圓七十錢の三分乃至五分引を五十錢と見て之れを控除して十二圓二十錢となる）となり即ち其間の値開き實に二圓を計算されるのである。

八月に債券一枚を買えば、二月後には既に二圓の利益がある、即ち日數に見て六十日前後で二割の利益を得た譯で、之れを同一債券に年三回の抽籤時毎に應用すると、二割の三倍即ち

▲年六割の利益

は寝轉んで居ても得られる、然し之れはまだ一初步で、既に周知の如く債券は六十七回の多數に發行されてゐるから毎月必ず二種三種の抽籤がある、故に此方法を執つて、油断なく運用して行けば優に年四回に運用する事が出来る、とすれば二割の四回で

▲年八割の利益

は得られるのである、八割といへば十圓で年に八圓の利益で却々普通の大會社でも此配當はない。

戦亂の結果、成金會社は年十割とか二十割とかの多額の配當はしてゐるが其時價も亦夫れに伴れて騰貴してゐるから、實際、算盤を取つて見ると、精々で二割か三割が關の山である、殊に近頃は新株や社債にも、直ぐ相當價格の騰貴するものとの見込がつけばプレミアムを相當に取る、却々甘い汁を吸はしては呉れない、實際に八割の年收は實に莫大な運用法だが然しまだ一夫れでも初步たる事を免れ得ない

のである。

まだ此上の利殖法があるかと言へば大に驚かすから不思議である、が、少し採算に明るい人であれば、夫れは當然の事で、魔術でも不思議でも、又は偽りでもない事が判る、夫れは

▲資本を數倍に遣ふ

といふ方法である、之れを詳しく説けば百圓の資本として先づ最初に先の例で行くと十圓二十錢の時價の債券を九十一圓八十錢で九枚だけ買ふ事が出来る、乃で其債券を擔保として金を借るのだが、元來此債券は確實なものだから、幾何安くても八圓には融通して呉れる、すると八圓が九枚だから七十二圓の金が得られた譯である七十二圓と前の殘金八圓二十錢を合すると八十圓二十錢の資本が更に出來た譯だから、十圓二十錢のものを七枚買ふ事が出来る、更に此七枚を擔保として前と同じ方法で行くと六枚買へる、もう一度之れをやると五枚を得、四回繰返すと三枚、五回

繰返すと同じく三枚、六回繰返すと二枚、七回繰返すと二枚、八回繰返すと一枚、九回繰返すと更に一枚十回繰返すともう一枚得られて尙手許には一圓の金が殘るのである、之れを通算すると

▲百圓の資本が四百八圓

に廻つた譯である、之れを前記の方法で假りに六十日間に二割の利益を得、之れを年四回迄極度に運用すると八割の利益だから即ち四百八圓の九割二分即ち三百二十一圓六十四錢となり元の資本金百圓に對して

▲年利に實に三十二割六分強

の驚くべき利益が得られる、尤も其間には融通を受けた利息も支拂はなければならぬが、夫れは知れたもので假りに其中七割五分の端數を夫れと見て切捨てた所が年收三十割は、眞に一舉手一投足の間に得られるのである。

今年の一月にあつた百圓は其年末には四百圓になつてゐる、翌年一月に其四百圓を資本とすると同年末には千二百圓の利益と四百圓の資本金で千六百圓を得る事が出来る、此方法で五年間繰返すと

▲百圓の資本で十萬千二百圓

の金を得る事が出来る、然し之れは元利金を一切分初籠めたものであるから生活費は別に求めなければならぬ。今假りに一年末に翌年の生活費の一部として二百圓を控却し二年目は三百圓を三年目には四百圓を四年目には五百圓五年目には六百圓といふ調子に、漸次多額の生活費を控除するとすれば、奈何になるか、之れを表にして見ると

年 數	年末の元利	控 除 額	繰 返 資 金
一 年	四〇〇円		二〇〇円

二 年	八〇〇	三〇〇	五〇〇
三 年	二、〇〇〇	四〇〇	一、六〇〇
四 年	六、四〇〇	五〇〇	五、九〇〇
五 年	一三、五〇〇	六〇〇	一三、九〇〇

となり之れだけの生活費を控除しても

▲五年目に二萬三千圓

の金を得る事が出来るのである。

然し茲に注意せねばならぬ事は之れは斯くすれば斯くの如き計算となるので現に此方法を巧みに應用して、樂に生活するのみか、年々大に蓄財してゐる人も多いが、然しよく〜氣をつけねば

▲思はぬ失敗

がある、例へば抽籤が済んだといふので直ぐ買へば、大抵は其翌月が利渡付だから餘り價格も下落してゐない時で、僅か年四分の半額の利息を得る爲めに却つて十錢二十錢の高値を買はなければならぬ場合もあひ。又仲買店を注意せないと店々に依つて賣買價格の相違するものであるから出来るだけ利巧に立廻らなければならぬ。

此債券利殖法は素人の誰れにでも出来る方法だから、可なり詳細に記述して置いた、此利殖法を十分會得するに於ては

▲株式の鞘取り

にも必ず成功するものである、株式の鞘取りとなると方法は債券の鞘取りと同巧異曲に過ぎないが、相手の範圍が廣くなるのと、其取引が繁雜になる關係上、一寸駆出しには一通りの説明では十分に理解出来ない所もあらう。

又、其方法なら巧みに立廻らねば債券と違つて高下も劇しいものだけに儲ける所

か、思はぬ損をせねばならぬ。

然し夫れだけ、債券に比較して、別種の興味と、多額の収益を見るので、債券利殖法に於て、極度に資金を運用して三十割の年利を得るのを最大限度とするのとは違つて之れは

▲五十割六十割の利益

を見る事が出来る、僅か二日か三日に五百圓の金が百圓以上の利益を生む事があるが此割を以つて一年を通算すれば、夫れは驚くべき額に達するもの、さうは甘くは行かぬ、じつと十日も二十日も一文の利益も生まないで納まり返つてゐる時もあるのだから、一時を以つて之れはい、とは却々行けぬが、立廻り様に依つては、何等の危険がなくて、界常な利益を得る事が甚だ樂な事である。

利鞘を得るのは券債利殖法と何等異なる所がない事は前に説いたが、元來株式には

▲定期と現物

の二大別があり、現物とは現貨に株式を買取る事で、定期とは當限、翌月限、翌々月限りの三區別に買取りの豫約をするので、百圓で買注文を出した株式が三月先の翌々月の受渡しに百三十圓の價格となつてゐたならば、現貨に三十圓の利益を得るものである。

然し之れは定期市場の根本的の説明であつて、多くは豫約に要する保證金、即ち證據金（各定期市場に出る會社銀行株に依つて其割合が相違してゐる、之れは株式取引所にて制定する）に依つて時價の相場をする、言を換えれば、現物であれば百圓の金で百圓の物より買えないが、定期であれば、百圓の證據金で千圓のものを買える譯で、好い時分に値が出たと思へば、賣りに出せば忽ちに百圓の資本で千圓の取引をした譯、即ち資本を十倍に廻した所に、非常なる利益があるが、夫れに伴ふ損失も亦時には家産を傾けて了ふのもあるから、まあ、近寄らぬがよい。

乃で先づ現物の鞘取りといふ段取となるのであるが、其方法は債券と同一であるから繰返す繁を避ける。

唯注意しておかなければならぬ事は

▲目先材料の有無

である、目先材料と言へば、此會社なり銀行なりが増資をするとか、増配をするとか、夫れが何か事業の會社であれば、新たに販路を開いたとか、さういふ一般財界を注視して居らないとどれが有望か全で見當がつかない、銀行株は餘り價格の劇變がないから鞘取りには興味が薄いが、確實といへば確實である。

然し矢張り劇變のある事業會社株に目をつけなければ嘘である、此方法は何分對手が種々雑多であるから、どれをどう買へと具体的には言ひ盡せないが、其心算で毎日新聞に出てゐる現物中値表を注意して行くならば、自から得る所がある事を信する。

恣うした動産の利鞘を取る事は此外に之れに類した事が多いが、どうしても初歩は債券利殖

▲長じて株式利殖

に超す者はない、借て之れで動産利殖の方法を一通り説いたから、今度は

▲不動産で儲ける

方法に移る事としよう。

所が不動産といふものは、例之、夫れが土地であらうと、家屋であらうと随分價格の高いもので、現に大阪目抜の土地では坪七八百圓千圓もするのがある。

千圓……茲にいふ小資本の最大限を費して僅か一坪より買えないとは情けない、また、實際に一坪といふ様なものは賣つて呉れない、今言ふ所の利殖法は其様なものではない、之れも人の氣附かない裏道を行くのである。

尤も此不動産相手の利殖法は十圓や二十圓の端金では債券利殖法の様に手を出す事が出来ない、どうしても五百圓なり千圓なりの資本金を要する事を豫め承知して貰ひたい。

先づ一番の近道は

▲家屋の借り占め

を遣るのである、少し目を郊外に向ければどん／＼と新築家屋が建つ、之れを新築中に家主と協議して一ケ年又は半ケ年の契約で借占めて了ふ、之れは近時世の中の景氣の好いのに随つて明き家が市中は元より、郊外に求めても得られなくなつた。何故、景氣がよくなれば空家が少ないかといふと、今迄同居してゐたもの、二階借をしてゐたもの、下宿屋住の者などがどし／＼別居を構えるからで、夫れと同時に地方の人達が都會へ都會へと来るから自然さうなるのである、其人達が吾先きにと借家を求める、其所を覗はねばならぬ。

機會は何時も捉えねば徒らに待ち受けても駄目な事といったのは此處だ。

茲に其實例を擧げて見ると、或人は大阪郊外天下茶屋に十戸建の長家を一戸付八圓の割で借受けて、家主へは一ケ年分の家賃九百六十圓を支拂つたのである。

即ち此九百六十圓は資本金である。

借其後どうするかと言へば、之れを一戸十圓で貸す事になつたが、曩にも言つた通りの現狀であるから、忽ち借手があつて十戸共満員となつて了つた、最も其前後はあつたから、假りに利益を内輪に計算する爲め全一ケ月は明き家となつてゐたものとしても、残りの十一ケ月は満員となつた譯で、此家賃は千百圓である、所が、其人は非常に好運な人で一年間の間に

▲家賃の騰貴

が劇しかつたが爲め、七八ケ月目からあき家になつて借家人が變る毎に十二圓に値上をしたのである、其戸数が恰度四軒あつたといふから、四軒が八月目から二圓宛

増収があつたものとして四十圓の収入を見てゐる、之れを合すると千百四十圓となり。

▲資本金の二割

といふ利益を得たのである、借収入は之れだけかといふと、却々、茲に敷金といふポロイ儲け口がある、大阪近傍では敷金は家賃の三ケ月乃至四ケ月分を取る、そして、一ケ年未滿に轉じたものへは、其一割を差引いて返却する慣例となつてゐる、其人も此慣例に従つて得た敷金が一戸三十圓宛で、常に三百圓の金が手許に遊んでゐる譯であつた、此三百圓を他に有用に使つて利殖した利益も莫大なものであるが夫れよりも前記の様に、一年未滿で轉じた借家人に差引く所謂

▲敷金の引け

なるものが却々大きい、此人の例で行くと一年に十二軒は轉々したさうである。

即ち其度毎に一戸三圓宛を徴收したもので其益金三十六圓となり、曩の利益金と合して千百七十六圓あり、三百圓の金利を最低年五分に廻したと見て十五圓の利息を得、合して千百九十一圓、即ち九百六十圓の元金を差引いて一年に

▲二百三十一圓の利益

年二割四分強の利益を得て居るのである、然し此人は利殖に巧みな人であつたから此敷金を更に前記の債券利殖法に依つて多額の収入を得、更に二年目には利益と敷金とで、此方法を手擴くした爲めに、其利益も

▲優に年六割を得て

居るのである、之れ等は甚だ好都合に行けた實例であるが、假りに一戸十圓の家を十戸借受けるとして資本金千二百圓を投じ一年を通じて常に一戸はあき家となつたものと假定し、猶一年間に轉々する家が十回（之れは曩に實例を上げた人の實験に

依る十戸の家の一ヶ年間の平均轉居數）として計算し、十圓で借受けたものを十二圓で貸し、敷金は四十圓を取るものとしての計算を判り易く表にすると

収入

家賃九戸一ヶ年分 一、二九六、〇〇

（一戸は常に明家と見る）

敷金の引十戸分 四〇、〇〇

敷金の利息 一〇八、〇〇

（鞘取、或は債券利殖法で最低年三割として）

合計 一、四四四、〇〇

支出

十戸一ヶ年借賃 一、二〇〇、〇〇

差引利益 一四四、〇〇

となるのである、之れは極く内輪に見た利益計算で、之れで見るとじつとして居る

二割強の利益金を得てゐる、そして、仕事と言へば毎月末に家賃を取集めに廻るだけであるから、此調子で一寸見ると利益が少ない様だが之れを鼠算にして行くと同様の好い商賣で、然かも家の修繕、税金などは皆家主持ちといふのである、惟より以上に儲けるには只市の内外の明家をさへ氣をつけて探し廻るのが役目で、後は懐手で握筆か何かで樂に儲けて行けるのである。

▲茲にも資本數倍運用

の方法がある。夫れは千圓なり二千圓の資本で家屋を買求め(地所は別)之れを抵當にして更に別の所に家屋を求め數回之れを繰返して行くのである、即ち假りに二千圓の資本として之れを見ると少くとも五回迄は借換へる事が出来る、すると、各戸に一割宛の利益があると見て第一の年收二百圓第二の收入(第一番の家を抵當として八掛けに借受け更に買求めた家屋の收入以下第二第三と此方法に隨ふ)百六十圓第三收入百二十八圓、第四收入百二圓四十錢第五收入八十一圓九十錢合計六百七十

二圓三十錢で之れを割にして見ると最初の資本の三割三分強である、最も今日家屋持った收入は最低二割を限度としてゐるので、之れを其最低限度と見て、二割即ち六百七十二圓三十錢の二倍千三百四十四圓六十錢とする時は

▲家屋收入實に六割七分

といふ不動産にしては素晴らしい収益を見るのである、一年で然うである、此收入を活かして更に前記の方法を繰返すに於ては蓋し其數の驚くべき多額に上る事は、茲に採算して示す必要がない事と思ふ

▲更に土地は何うか

といふに之れも家屋の方法と大同小異であるが、土地には値上りといふのが多い、二三年前には坪一圓にも買手の無かつたのが、今日二十圓三十圓でも賣手が無いといふのも多いのである、然し、此將來を見越すといふのも必要であるが、之れも大

慾を起す事を避けて、只々利鞘だけで満足をせねばならぬ、次に手が付け易いのは

▲電話の鞘取

であるが、これは此頃莫迦に値が上つて居るから、平均大阪邊では千三四百圓の價格に上つてゐる、小さい資本で此賣買を取扱ふのは少し難しい相談だが、此鞘取をやると樂に行ける、夫れは賣物を求めて手金を打つて來るので、普通百圓位の相場である、手金を打つたとすると、其買手を求めるのであるが、之れは常に買注文を聞いておく位の勉強をして置かねばならぬ。

千三百圓で買ったものを千四百圓で賣るのは容易な業だが、もつと注文を多くする爲め、口錢を尠なく見て五十圓の利益としても大したものである。

何しろ、百圓の金で五十圓儲かるのだから、假りに一ヶ月一口あれば大したものだ、一ヶ月五十圓として年六百圓、即ち

▲危険なしに六割

の利益があつた譯である、近頃電話賣買が随分澤山出來たが、皆此方法に依つて居るので、堂々と門戸を張つても、當初は實に僅かな資本金で行けるのである、其次に手のつけ易くて安全なのは

▲商品切手の賣買

である、之れは普通に三越の様な店の切手ならば三分引、大丸、高島屋、十合あたりは五分引、其他は七八分乃至一割引で買つて二分乃至五分の利益を得るのであるが、之れなどは立派に鞘取が一種の商賣視された、即ちよく儲かるといふ事を立證された實例で、一寸見は僅かな利益であるが、之れを採算すると随分ポロイ商賣となるのである。

普通素人はあの様に澤山切手を買込んで、持ち腐れとなれば、二分や三分の利益

では金利にも足るまいといふが其所は甘くしたもので、切手を發行してゐる店舗では一般に素人には現金引換を謝絶しても、此賣買商人とは窃に約束をして、同じく二三步引で買戻すのである、發行商店で成るべく歩引を少なくすれば、切手賣買商人は其店舗の切手を、一般から高價に歓迎し、幸いては、一般の客に其發行店舗の聲價を高めるといふ譯になるので、之れは經驗も要らなければ、品物の腐る事もなし、さりとしてさうく頭を悩まして、金融界の變遷や、事變を氣にする事も要らないのである。

斯くの如く通觀して行くと、一舉に大金を儲けるの愚を避けて、利鞘を儲けるといふ事が、一見、少額の莫迦らしい風に見えるけれど、其實莫迦にはならない大利益のある事を觀取されたであらう、繰返して多數の實例を上げる迄もなく讀者はよく著者の語らんとする所を諒解された事と思ふ、最後に最も必要なる斷案を與へる

▲忘れてはならぬ事

前記數章數項に亘つて説いた如く、金儲けは人の氣附かぬ所に、澤山轉がつてゐるのであるから、機會を捉ふる事と、捉えた機會を逃さぬ様に常に決心して居らねばならない。

例之、機會を折角捉えても、之れを逃して了へば、折角釣つた魚を逃がした様に結局は餌の只取られ、骨折り損の疲れ儲けに終るのが關の山である。

之れを要するに、金儲けは機智と敏腕と勇氣とにある、其間の機微は言葉に盡せるものではない、夫れは前數段に亘つて、よく讀者の諒解された事と信する。

折角此好機會に處して「金欲しや」と焦慮するよりも、本書に依つて興へたる所のものを活用して大いに儲けられん事を切望する。

小資本活用編 (終)



日常禮儀作法編

▲應接の心得

客來の時は其客へ差出すべき火鉢烟草茶道具膳碗などは格別に注意してはこりの附き居らぬ様に洒拭ふべく又客人の來る迄に猶豫の時間あらば坐敷椽側玄關入口などの客人の眼に附く處は勿論洒掃除を行き届し置くべきなり。

上輩の人の家に行きし時は柵の外にて常の通りに跪きて拜禮し主人の「何卒此處へ」と云ひ給ふ時起て柵の内へ入り前の通り拜禮すべし歸る時もまた前の通り禮を爲し上坐へひらきて起ち柵を出て又正面に向ひ禮して起去るべし。

上輩の人の來り給ふ時は揚り端まで出迎ひ之を案内して坐敷の柵の外にて跪き「何卒那方へ」と云ふて其客を坐敷に通し置き主人は下座につきて挨拶すべし其歸り給ふ時は主人先だちて式臺の處に到り跪き客へ拜禮して別るべし尤も其送り迎ひの時に障子襖などの開閉は主人のする事と心得べし。

同輩の客人へ應接は主人次ぎの間まで出て跪き主客共に先づ一禮したる後ち主人は「那方へ」と云ひ其客を坐敷へ入れ主人は少し下坐につきて互ひに挨拶すべし其歸る時は次ぎの間まで送り出すとも又は式臺の内にて別るとも是れは其時の様子次第にすべし。

▲坐作進退

坐り様は右の足を少し進めて跪き左の膝をそろへて右の足の指に重ねて坐り兩手を膝の上に置くべし是れは通例の仕方なれども上輩の前にては兩手の掌を少し外へ向け膝の兩脇に指先さをつくべきなり

起んとするには右の手をば膝の上に置き左の手の指先さを膝の先さにつけ腰を立て乍ら足のつま先さをも右の膝を少し上げ身の立つまゝ左の足より起始むべきなり。起歸り様は右の手を膝の上に置き左の手の指先さを膝の脇につけ腰を立て足を爪立て右の膝を少し上げ右の坐の方へ少し向ひて起ち下坐へ復るべし尤も左へ抜く時は是れとは

反對なりと合點すべし。歩き様は左右の手を膝の上に揃へ肩を平かにし臂を張り縮めず胸を張り出さず腰を屈め

す踵を地につけ徐ろに歩むべし。

客人の前や後を通らんとする時に客人上輩なれば下坐の方の足より進み跪き兩手をつき挨拶をして下坐の方の足より起て通るべし又同輩の客人ならば兩手を膝上まで下て會釋して通るべし。

障子襖の開閉は右へ開んと思は右の方に寄て跪き左の手もて引手を取り少し計り開け掛け更に右の手を柵際より三四寸計り上の處へつけ能き程に引開べし斯て起上り柵を越え右へ廻り障子襖の方に向て跪き左の手にて半ば閉て更に右手もて之を閉終るべし烟草盆の進せ方は烟草盆の火壺を左に唾壺を右にした儘に之を兩手に持出て客の前に座りて之を進せ少し上座へ廻りて起歸るべし。

火鉢の進せ方は火鉢烟草盆と同じ唯だ火鉢の足の三つある物は二つを上座に向け一を下座となし置くべく又耳ある物は耳を左右に成る様に進すべし。

茶進せ方は茶碗を茶臺に載せ兩手に持出で客の前に座りて之を進すべし此時客が茶碗を取らば臺を持て歸るべく若し客直に茶碗を取らん時は臺の儘に差置きて歸るべし尤も

此節は銘々茶臺流行は銘々茶臺にて茶を進ず時は客の右膝の脇へ出すべし。
 珈琲の進せ方は銘々茶臺にて茶を進ずと同じけれども殊に寄り客人の中には珈琲の嗜嫌
 あるやも計り知られぬは之を進せんと欲せば先づ客へ伺ひし上にすべし。
 菓子を進せ様は茶の進せ方と同じ菓子盆銘々別に進すなら紙を敷には及ばねども高杯か
 八寸の盆ならば粘入紙か半紙なら二枚重ねて敷て菓子を盛り是れに杉箸一膳揃へて盆の
 縁へ掛け客の前まで持出て之を自分の脇に置き烟草盆や茶碗などを少しづつ左と右へ開
 き客の膝より五六寸前へ出すべし尤も水菓子などを進ず時は密柑は皮のまま横に三つに
 切り葡萄は一房を四つ位に截り柿柿楡は皮を剥き客の食好き様にして出すべし又桃や梨
 などの類も右に準ず西瓜は皮を剥き長さ一寸位づつに切割て砂糖を小皿に盛り添て出す
 ものとす。

書物巻物などを進せ様は其標題を手前に向け持出て來りて客の前に跪き書物巻物は下
 に置き右手にて右の隅を取り標題を客の方へ向け進すべし其收め方は兩手に向ふへ取廻
 し進せし時の通り持歸るべきなり。

料紙硯箱を進ずるには水を注ぎ墨をすり筆を墨汁に浸し一旦蓋をして其上に料紙刺小刀
 を載せ客の前へ持出て自分の前に置き料紙刺小刀を取除け蓋を右の脇に取り更に客の方
 へ向け直して進すべし尤も蓋の中に模様ある物は仰向けに置くべく將又客が封筒など入
 用の時は有合の封筒樹膠附きか又否らぬかを能く見たる上膠樹附きならば其儘進すべし
 も若し樹膠の附ぬものならば糊又は飯粒を少し小皿に入れて出すべし。

掛物の扱ひ方は掛物を左の手にて其軸の中段を持ち右の手に掛竿を持ち乍ら床の前に
 跪き軸を右の手に取上げ更に左の手に移し紐を右手にて解き小指の間に挟み軸の上を
 取り一文字の邊まで披き右の足より立て折釘へ掛け竿を左の脇に立て掛け左右の手にて
 軸を持ち座り乍ら悉く之を披き少し後に去て位置工合を見先に左の脇に立て掛け置き
 し掛竿を取て立去べし。

▲授受捧呈

農令書其他品物など授けんには之を受くべき人の名簿と其名刺とを引合せ人違ひなき様
 に氣を附くべし借是れを授くる時は側に侍る人が其受くべき人の名を呼ぶに當り辭令書

又は賜物を右の手に持ち左の手に少し添へ之を授くべし受たる人拜禮すれば領して其禮を受くべし。

受る人は呼出しの聲を聞かば其答へを爲し授くる人の前二三歩の處に到り前足を揃へ一禮して右の足より二三歩すゝみ授らるゝ辭令書又は賜物を左の掌に受け右の手を添へ敬しんで之を拜し受け辭令書は其場にて直に之を右の手に持ち左の手にて披き一覽したる上戴き收め又賜物の重量のある物ならば其儘授かりし時の卓上に据置き二三歩退きて授くる人に拜禮して去るべし。

▲飲食の禮

二汁五菜七菜膳部式は初め本膳を出し二の膳三の膳と段々に出し客食に就し時に引肴を出し食終らば膳を引き茶菓子を出すを法とせり。

都て膳の進せ様は膳を兩手に持ち拇指を少し膳の縁に掛け餘の指を揃へて少し屈める心持にて之を持ち捧げ様は乳の邊を度とし顔息の掛らん様にして客の前へ到り跪きて之を進すべし又二の膳は客の右に三の膳は客の左へ引肴は客の上座へ出すなり。

飯の盛替へ様は客の茶碗を出す時之を給仕盆にて受け先づ其儘下に置き飯鉢の蓋を取て其脇に立て掛け左の手にて茶碗を取り拇指と人指とにて糸底を摘み杓子を右の手に取て二三杓計り盛り左の手に持し糸底を離し兩手に側を持直して之を給仕盆に載せ進すべきものとす。

汁の替へ進せ様は大體前と同じ唯だ汁を替へ進すには替へ蓋を爲し客の前に持ち來り跪く時替へ蓋は右の手にて取り盆の縁に掛けて進すべし。

盃の進せ様は盃を臺に載て客へ出し客受けたらば一禮して右手にて酒瓶の元を持ち左手もて其口元を持ち酌すべし尤も洋酒を客に出す時は盆へ洋盃を載て客の前へ出し酌すべし。

洋酒を客へ出す時は必らず砂糖を小鉢に盛て進すべく又「ブランデー」の様な強き酒には鶏卵を三ツ計り小鉢へ入れ水指か土瓶の類に水を盛て盆に載せ進すべし殊に「ビール」は沸騰る物ゆへ栓を抜て酌をする時氣を附け其瓶を揺やうにすべし。

取肴を進すには其小皿に盛てから之を給仕膳に載せ客の前にて小皿を先きに載せし膳よ

り取り之を客の前にある吸物膳へ据へし上自分の持ち撮びし給仕膳を持ち去るべし。
湯進せ様は客の方より茶碗を出せし時は飯を給仕する時と同じ若し湯次のまゝ客に進ず
には右手に湯次の手を持ち左手を下に添て之を出すものとす。

都て給仕に出る者は容體を慎み崩すまじく手もて下部を撫で髪をいぢりなどすべからず
兩手は必らず膝の上に置くべく且又客の顔を眺るなどは誠に失禮なり能く氣を附くべし
菓子喰は先づ懷中より紙を取り出し箸もて菓子を取出し箸を取紙に載せ之を右手より取て更に
兩手の拇指と食指の先きもて菓子を二ツに割り左の方を紙の上に置き右の方より食始む
べし。

飯の食ひ様は右手にて箸を取り左手に飯碗を持ち其拇指を少し碗の縁に掛け外の指にて
糸底の邊を押へ二箸程飯を食ふと汁を吸ひ斯すること二度にして三度目よりは飯より
平、飯より鱈、飯より二の汁、飯より壺、飯より猪口、飯より焼物と順に食ひ一順食ひ終り
て始めて其中の口に合ふ物を食ふべきなり。
物を食ふ時に慎むべき箇條

○第一 箸なまりとて汁を吸んか平の物を食んかと考ふ狀を現はすまじきなり○第二
もぎ食ひとて箸に附し飯粒などを口にて取るべからず○第三 嘗り箸とて箸を嘗むべか
らず○第四 移り箸とて飯を食ふに菜より菜、酒を飲むに肴より肴と移り食ふべからず

○第五 膳越しとて膳の向ふにある物を箸にて摘み取り食ふまじきなり○第六 上輩の
前にて飲食する時に舌打などするは誠に失禮なり。
食物を盛たる器に蓋のある物は其蓋を取るに右手よりし左手に移し其儘膳の左脇に仰向
け置くべし左の方にある物は左手より取右手を添て取直し下に置くべきなり。

楊枝の遣ひ方は少し脇へ向き右手に楊枝を持ち左の袖もて口を蔽ひ遣ふべし尤も楊枝遣
ひ終らば鼻紙を出して口邊を拭ひ楊枝を紙に包み袂へ入れるも襟などへ他人の前に於て
狭むは最も失禮なるものと心得べし。
鼻をかむ時上輩の前にては下座へ向ひ少し低く短くかみて鼻を拭ひ置くべし縦ひ同格の
人の前たりとも高き音さして鼻をかみ唾はきたり屈伸したりする事は慎みてすまじきな
り。

洋食を喰るに先づ羹汁は右の手に匙を持ち酌ふて喰べし其牛肉鳥肉類は左の手に三叉を持ち之を以て其肉を押へ右手に庖丁を取り切りたる肉を三叉に刺て喰るものとす又魚類は三叉を右手に持ち之を推き刺て喰べきなり。

麵麩は手もて裂き口に入るべし決して庖丁をわてまじき様すべし。

自分の前の食物まだ喰終らぬ皿は庖丁と三叉とを必らず十文字形に皿の上に置くを例とす尤も匙庖丁三叉など能く氣を附て皿にあたり音をさせぬ様にするは肝要なり。

食後に成りたらば洋盃に水か温湯を盛て自分の前に持来らば是れをもて能く口を嗽ぎ兼て膝に掛たる布切をもて拭ふべし。

洋食を客へ出す時は匙庖丁三叉楊枝など取揃へて卓上に備へ置くべく又殊に香料鹽燒牛酪膝掛の類も氣を附け備へ置くべし。

▲宴會の禮

宴會には凡そ晚餐會夜會園遊會舞蹈會の四種あり今其心得となるべきものゝ大略を擧て之を左に示すべし。

晚餐會の招待狀は其會日より一週間ほど前に出し其時刻は五時より八時までの間に開くべし。

尤も此招待狀を受けし人は速に臨會すると否とを返事すべきものとす。

晚餐會の馳走方などは萬事氣を附け整へ置くべし。

招待に應じて會する者は書面の時刻より十分間ほど早く其席に臨むべし招待したる客の來りし時は主人夫妻共に之を迎ひ應接所へ案内して念頃なる挨拶すべし。

食事の用意出來たらば之を食堂に案内し兼て設けの席に就しむべし尤も十二人位の客人ならば兼て奉書紙白絹地などを切たるものに客の姓名を記し卓上に銘々配り置きて客の就べき席を定め置くなどは甚だ便利なるものとす將又宴會の待遇と會合の快樂とを共に維持せんと欲せば西洋風に主人は食卓の下座に夫人は食卓の上座に居るべきなり。

夜會は晚餐會の様に規則立ちて鄭重なるものにあらす専ら簡便を旨とすれば食物なども之を別々に配らず客をして勝手に喰るに便利ならしむべし又席順なども定めなく何れに就も自由に任せ主客互ひに面白き談話どもして十分に快樂を取るべし。

夜會の時間は八時より始め十二時には終る様にすべし。

園遊會とは櫻や牡丹菊や紅葉の麗しく咲き艶の附たる頃を見計ひて開く處の會合を云ふ故に此時は座敷椽側園庭などを能く掃除し又麻裏草履や薄縁筵毛布などまで用意して置くべし。

舞蹈會に招待せんと思はば三週間も前に招待狀を差出すべし且又其招待せんと欲する先きの家より何人も呼ぶならば縦ひ一家族の中にも銘々へ招待狀を送り其狀の表面は先きの家の夫人の名宛にすべし。

舞蹈會の主人は舞蹈室の裝飾より空氣の流通工合又奏樂室の境界に麗しき草木花類を列飾れる間より樂手の見えるや否やまで能く氣を附け又男子の衣裳室へ備へ物乃ち靴刷毛靴墨櫛刷毛手拭砂盆水など整ひ居るや否や婦女の化粧室にも水砂盆手拭櫛鏡香油香水系針留針など揃ひ居るや否やを最も能く氣を附くべし。

舞蹈始まらば婦女は介抱を受くる男子と連れ立ち舞蹈するを禮とす都て舞蹈は婦女の望む處の男子は組合を定むる者ゆへ其組合を婦女より望れし男子は之を辭退するは失禮なり。

り。

婦女は甲乙の男子に一番舞蹈の組合を二重に約束するなどの事は男子に對して失禮なりと合點すべし。

婦女の舞蹈會に招待せし時は手袋を二タ通り持參るべし一は食前の舞蹈に用ひ一は食後の舞蹈に用ゆるを以て禮となす。

食堂に入る時は附添人に伴はれて其堂に臨むべし。舞蹈中又は食堂に入りたる時は其夫又は附添人にあらぬ者へ飾花扇手袋等を持しめぬ様に心得べし。

▲尊長に對するの禮

父母に對するの禮は何事も父母の教へに従ひて能く承はるべく又父母を悦ばせまく欲せば唯だ誠心を以てすべし。

花見遊山などに行く時は勿論縦ひ近所まで用達に行くにせよ家出する時は父母に挨拶すべし歸宅せし時も又同じとす。

父母が病氣の時は何に呉れとなく心を用ゐる誠を以て看病すべし尤も斯の場合には成るべく外出せぬ様にすべし。

父母は實子を愛で最も親しき間ゆへ兎角子たる者の行儀作法を饒る事を怠り子たる者は父母の吩咐を守らず禮儀の紊れ易きものなれば互ひに能く氣を附け他人に笑れぬ様にすべし。

婦女他人の家に嫁に往ては舅姑を眞實の父母よりも重んじ厚く親しみ敬ひて盡すべき分限を忘れ怠るまじく萬事皆な舅姑に問ひ尋ねて其指揮に従ふべく殊に又舅姑が自分を憎み誹るとも只「我れ愚かにて行届かぬ故なり」と自ら身を顧み誠をこめて之を盡せば早晚舅姑の氣心も和き直るものなり。

人の妻と成りては夫を敬ひ慕ふべし且殊に顔色容姿言語は念頭にへりくだりて柔和の質を呈し苟且にも我慢の様を出し自分勝手の手をすまじきものとす。

夫外より歸りし時は勉めて温和の顔色を呈し之を迎ふるに方りては叮嚀に撻撻を爲し能く夫の心を慰むべく又夫の外出する節は夫の着るべき衣服を取揃へ汚れはなきや綻び

はなきや能く吟味したる上これを夫に着せしめ殊に手拭煙草入扇時計鼻紙懷中物帽子傘の類まで取揃へて置くべきなり斯て夫は仕度も出來外出するに方りては念頭に之を送るものとす。

夫若し酒色に耽り家を外として遊興に溺るゝ事あらば一層自分の氣を和げ静かに之を諫むべし然るに夫却て其諫めを氣に障へ怒るに至らば夫の自分を愛する心ある時に悲みて之を諫むべし苟且にも嫉妬の心を顔に呈し怨みの言葉など云ひ出すまじき也。

夫を持つてからは品行正しからず言語賤しくは其身に規律なき事を他人に早く看破らるゝに至るべし若し此の如き時は常に自分の耻辱なるのみか夫の面目にも關るものなり能く此事を合點して慎むべし。

▲交際法

此外禮式に關る事は數限りもなきほど澤山あれども多くは皆な虚禮の嫌ひあれば今は只實際に適へるものゝみを擧る事としたり看者之を察しねかし。

人は單獨に此世に生活するものにあらず、決して單獨には生活し得べからざるものなり

何れの人か親類、知友、妻子、同僚を持たざるものなし、既に妻子あり、既に知友あり、既に同僚あり、爰に於てか交際なるもの、吾人の目前に表れざるを得ざるに至る、苟にも人として一時一刻も交際なしには此世に歩むと能はざるなり、普通の人にして皆如斯、況んや世に事業を探り、世に立つ處のものに於てをや、故に人は交際の必要あり、交際の必要あれば交際法なかるべからず、交際法を心得ざるべからず、交際なるものは吾人の事業を發達せしむる生命なりと云ふも不可なきものなり、交際を知らざれば成し得べき事業もならず、己れの蓄へたる知識を用ゆることも成せず、發達すべき家を衰弱せしめ、遂には失望家、厭世家となりて社會の無用物となり、人のみのみ。而して交際上に尤も要々として、如何なるときも缺くべからざるものは言語なり、言語は人の情の聲となりて外に表はるゝもの故に、言語程人の心を感じしむるものはあらざるなり、凡ての善き進物は人を喜ばすと雖も、只其時に止まるのみ、言語を以て人を感じしめたるときは、永く其人を追想せしめて、自ら戀愛の情を起さしむるものなり、或る人の舌を見せて曰く此のある間は余の財産名簿其上にありと云ひしも、人生の大事業は皆言語の用

方によりて得らるゝと云ふことを示したるなり、言語のみやびなる人は人に愛せられ、言語の粗なる人は人に惡まる、言語に節ある人は身を立て、言語に不規律なる人は人に見すてらる、言語を通じて富貴となり、言語を通じて貧賤となる、人の幸不幸のかゝはる要皆言語より出でざるものなし、人より言語を取り去るときは不愉快不便之より大なるはなく、若し言語にして自由活潑にして働くときは、百萬の敵を防ぎ、國家の危急も之によりていやすに足る、實に言語は人生の眞價を現世に代表する生命標なりと云ふて不可なきなり。

▲來客の時の心得

來客のありしときは、先づ第一に其客人は何用ありて來りしかを知るにあり、來客には用談ありて來るものあり、快樂を共に語らんが爲に來るものあり、只禮儀のおつきあひにて來るものあり心に願用ありて來るあり或は或る事柄を探ぶるの目的を心にかくして來るもあり、是等の客人の各々異なる處を識りて待遇せざれば、客をして満足を與ふる事六敷ものなり。

來客に對するに第一心得べき事は眞實なる心なり、是の心さへあるときは言語舉動は自然に客人の満足する様になるべし、或人の如く心にもなき世辭を多く流して得たり顔を多くするもあり、是等の取扱方も宜しけれども、只多辯の御世辭愛嬌のみにては、反て眞心なき事を表はす不得の待遇なれば、要は只々眞心を以て客の意を満足せしむる様に心懸然るべし。

來客の心を喜ばする第一のものは談話なり、談話は情を滴たらし、交を温ならしむるに最も勢心あるものなり、世には饗應のみを以て來客を喜ばすものありと雖も、是も人によりて宜しきのみにして、殘らず宜しきにあらず、人によりては餘り饗應せられて反て迷惑になるものあり、急用ありたる人には其用を便するを以て第一の饗應となり、交を結ばんと欲して來りたる人には談話すること八百善の料理を興へられしにまさるべし。

馳走は己れの信切を食物に移すものなれば、別して會席の品を選び要なし來客の心を喜ばするには家族の如く心安く取扱ふを宜とす客人は多の禮儀正しきもてなしよりも、交際を親密にするの念を起すものなり、又時節柄と其人の位置によりて氣を配り、待遇すること大切なり、例令ば空腹の人に飯と香物は最良の馳走にして、日々おごりを極めたる人には茶を出ことの反て料理にまさるべし、田舎のものには焼芋を出し、都會の人には田舎土産を出し、暑中の客には氷水を出し、寒中の客には炭火を出し、小兒にはおもちやを出すなどにして格別金錢を多く用ひざるも交りの密になることを得べし。

▲贈物の心得

贈物は人生の信義を表はす交際上の禮式にして、折に觸れ時に臨み、殊更吉凶事のありたるときを其情誼は物品にうつして表するは缺くべからざるの事なり、贈物は受納者をして其厚意を感せしむるを以て大切の慣となす、故に能く其時機と、場合と、人の境遇と老若男女の區別を見はからひ、風俗習俗等も能く心得て成さざれば、己れの本意も空しくなり、人をして己れの厚意を感せしむること能はざるあり、世には身分不相應のもの了他より贈られて、反て迷惑を來す事あり、又人に物を贈りて反て受納者の心に不快を感せしむる事あり、是等は皆其時と場合と境遇に適せざるの贈物より來る失策也。

平生の知りたる家に物を贈らんとするには、先方の貧富貴賤嗜好等をも考へて贈るべし物足らで居る人には可成日用の必要品を贈り、物足りたる家には珍らしきものを贈るべし。

他家より貰ひ受けたる品の程離りたる日數のものは、其品物を能く調べて贈るべし、又他區の離りたる處にて求めたる品は、有名なるものにあらざれば贈らざる様にすべし。

贈物は成るべく外形の虚飾に流れて其實を失はざる様の心懸あるべきなり、世間には箱の底を高くしてはでくしきものとなし、其中の物は僅かに一皿に盛るに過ぎざる少量のものを贈るの風流行れり、二三等の仕方は贈物の眞意に應はざるのみならず、反て人を辱かしむる極賤き仕方なりとす。

新婚者、病人産婦に贈品せんとするときは、或るべく其人の用に足るものを以てすべし又老人に物を贈るときは可成美味ある先方の好みたる、又病に害のなき食物を撰ぶべし。贈り物は人と争ひて己れの身分不相當のものを贈るものあれども、是も贈り方の眞意にわらず。

目錄を書くときは奉書紙に限るべし、贈られ物風呂敷等を返すときは白紙を一枚入れて返すべし、自己より貴き人に物を贈る目錄は必ず眞字にて書くべし、箱物曲物の蓋の表書は木目を堅にして書くべし、曲物はとち目を字頭にして取手を左にして書くべし。

▲人を紹介する心得

人を紹介するには名譽ある人の名を先に云ひ、婦人と男子とを紹介するときには婦人の名を先に云ひて、男子の名を後にすべし、友人の家に他人を連れ行くは、先づ先方の承諾の後すべし、我國にては位の低きものを先に云ひ男子の名を先に云ふの習はしあり、吾人は何れに従ふの可なるを知らず、故に先づ西洋主義の席にありては西洋に近き方を撰び、吾人の普通の交りには日本の習慣を用ゆべし。

▲名刺の心得

名刺の紙は白きつやあるものを選び、品の粗悪なる大形のものを用ゆるは無禮なり、又種々なる彩色ある紙を用ひ、縁に金色を帯ぶるものを用ゆるも餘り好ましからず。喪用のとき用ゆる名刺は四隅に黒線を施して用ゆべし。

新年を賀するときの名刺は新年を賀すと書すべし、人の家を訪問して家主不在なるときは、名刺上部を少し折りて置き歸るべし、己れより位高き人には決して名刺を郵便に附すべからず、人より招きを受けたるとき若し承諾せば必ず名刺を贈るべし。名刺は己れより出づる手形の如きものなれば、猥りに用ゆるは甚だ危険なるものなり。

▲風俗の心得

風姿は己れの品格を代表するものなれば、餘り猥りなるは宜しからず、然り又親しき間にありて餘り規則的に嚴正なるは、交際法の宜しきにかなはず、人には各々其身の分限あれば、分限に過て裝飾するは、人をして己れを反て卑しましむることを招くなり、下女は下女の風ありて人に愛せられ、妻君は妻の風ありて人に親まれ、淑女は淑女の風ありて淑女たるなり、商人にして官吏の風をすれば品物の商はれざるあり、道徳家にして猥なる風あれば人より蔑りを受るに至る、男は男らしく女は女らしく商人は商人らしく婢僕は婢僕らしくあるべし。

▲喫煙の心得

吹煙は益少くして害多ければ成し得べくんば此習慣を改むるを上乗なりとす、然し一度此習慣に染みたるものは、容易に改むることを得ざれば左に其心得を云ふべし。己れより位高き人及び婦人の面前にありて吹煙するには、其人の許しを願ひて後にすべし、然し公會にありて己れの品格を落すものなれば、可成吹煙せざるを上乗の禮とす。汽車の中或は集會のとき吹煙するには窓の外にてなすか、又は別室にて成すべし。來客のおりたるときは煙草の火を出すは宜しけれども、客人の吹煙に先き立ちてなすべからず、客人若し吹煙せざる人ならば己れも可成は忍耐して吹煙せざるを宜しとす。婦人の吹煙するは大なる悪風なれば、人の前にては決してなすべからず。

●家具取扱法

家の掃除と道具を取扱ふは、凡て婦人の職務なりとす、道具は凡て掃除と取扱方によりて長く使用せらるゝものなり、若し取扱方悪しければ、久しく用ひらるゝものも忽ちに破り、或は腐敗らして家の經濟上大に損あるものなり、故に其扱方を丁寧にせざ

るべからず、庖丁の如きものは毎日洗はざれば其鐵腐りて二年用ひらるゝものも一年に
て用ひられざるに至るが如し、其他せともの凡てのきれものなどは、其置場を定めて置
かざれば甚だ危険なものなり、殊にマツナの如きは夜中と雖も探りて知れる處に定め置
かざるべからず。

▲ランプの取扱方

火事を出して大なる損害をするは、大概ランプの使用をわやまりたるによるなり、ラン
プは實にわぶなきものにて、之を粗略に探り扱ひて自分の大切なる身體をいたむること
すらまゝある事なり、故に其扱方は必ず左の通りにすべし、先づランプに火を燈すと
きはランプをつるし置きて臺をなし元に火を照すべし、然して又おろすときも火を先
に消して後に下におろすべし、如斯するときは若し取扱中に過失ありてランプを下に
落して破ることあるとも、大事なる過ちには至らざるべし。

▲火の用心

火事の恐ろしきは皆人の知る處なり、故に火の用心は殊更注意致すべきものなり、先づ
第一毎夜家内のものゝ眠りたる後、家の隅より隅まで能く調査し、火鉢或は爐の近傍に
もゑやすきものはなきや否やを能く改めて後寝る様にすべし。
日中に用ひたる火鉢は夜分に至り必ず火をけしつぼの中に入れ、火鉢の中に紙や炭の残
らぬ様にすべし。

煙草盆を用ひたる儘棚或は低き處などに置くは甚だ危険なり、故に用ひたる後には必ず
火を火鉢に返し、能く掃除して元の處に置くべし。

竈を壁の近くに置くは世間の習慣なりと雖も、是は宜しからず、可成壁より四五寸か或
は一尺位は壁より放し置き、又竈のまわりには燃えやすきたきつけ、或はごみ等を多
く積もらせざる様に毎日掃除すべし、然して又竈の近邊に蜘蛛の巣などのあるを其儘置
き、竈の下の板にすき間穴等のあるときはきひしくふさぎ置様注意し、又竈を用たると
きは其残りの火を竈の前の方に止むべからず。

田舎に於ては炬燵の中にふとん或はしめし等を入れて火事を出すこと多ければ、炬燵の
火を夜中爐中に置かざる様心懸くべし、煙草の吸ひ殻やマツナのとぼしかけを必ずそま

にすつべからず。
壁の近くにてマツチを照すべからず、又夜中物置等にて之を用ひ、或はろうそく等をとぼして入るべからず、田舎にありて殊に然りとす。
風の吹く時分は殊更ふるばの跡は注意に用意を加へて火を消し、尙ほ其近邊に燃えやすきものを置くべからず。

▲家の掃除方

朝夕の掃除は丁寧になし、家の隅より隅まで箒を入れ、席の中計りを掃く如き事あるべからず、又はたきかけるときは障子の子の上に積りたる塵を能く落し、又器物を各々探除きてかくべし、殊に食物を入れ置く棚などは清潔にすべし、ぞうきんは可成堅く絞りて力を強くしてふくべし、然るときは板の間或はゑんがは等に光を發するに至るなりゑん下大庭所庭園の如きは殊更清潔にして置かざれば、家の體裁上甚だ宜しからず、若し家に於て食物便所等の不潔なるときは、婦女たるもの、恥辱なりと知るべし。

▲食器の掃除方

食物は余々の身を養ふべき大切なるもの故に、是を容るゝ器物は能くふき、又は磨砂を以て毎日洗ふべし、殊更鍋釜の類は能く磨かざれば鐵氣の銹を生じ、鐵はくさり、又食物のうち毒氣入りて、之が爲に食物の味ひを悪くし、余々の養生にも大なる害あるものなり。

▲庖丁の取扱方

庖丁は一旦之を用ゆれば、其度毎に能く砂にて洗ひ置かざれば、鐵にさびを生じ、物を切るときは物の切り目に赤さびを附着するものなり、鹽氣あるものを切りたるときは、直ちに洗はざれば、鐵に腐敗を生ずれば、能く心がけて洗ふべし、又此器は危険なるものなれば、子供の手の届く處には可成置かざる様にすべし。

▲桶類の取扱方

桶類は二日目位にたわしにて能く洗ひ、日光の處にさかしまにして乾かし置くべし、然らざれば其木やたがを腐敗らし、忽ちにして用ゆべからざるに至る。

▲火鉢の取扱方

火鉢は夜は火を火消壺に取り、朝は灰をふるひて中の小石や灰の塊まりを採り去り、五徳の上及び其ふちを拭巾にて一日に二三回ふくべし、火箸は炭を破壊るに用ひたり、下駄の先緒をたてるに用ひたりして鐵をまげて置くべからず、然るときは火や炭をはさむとき意の如くならず、又甚だ醜さのみなり。

◎文部省選定の禮式作法

第一、居常の心得

- 一 起床就寢の際には父母長上に挨拶するを禮とす
- 一 起床したるときは先づ口を嗽ぎ手を清め顔を洗ふべし
- 一 就寢の後は狼に談笑せざるものとす
- 一 頭髮、顔面手足等は特に之を清潔にすべし
- 一 衣服は清潔を旨とし取り亂さざるやう着用すべし
- 一 襟元は正しく合せ開かざるやうにすべし

- 一 帯は正しく之を結ぶべし
- 一 羽織、袴の紐は正しく之を結ぶべし
- 一 帽は正しく之を冠るべし
- 一 土靴の儘屋内に入らざるやう注意すべし
- 一 慶弔儀式等の場合には相當の衣服を着用すべきものとす
- 一 一家の内外は朝夕之を清潔にすべし
- 一 物品は其の整頓に注意すべし
- 一 外出するときは豫め行先、歸宅の時刻等を告げ父母又は長上の許を受くべし
- 一 外出、歸宅の際には父母又は長上に挨拶すべし
- 一 近隣の人に逢ひたるときは挨拶すべし

第二、姿勢

- 一、立てる姿勢
 - 上體を眞直にし、口を閉ぢ兩足を揃へ手を自然に垂れ眼は前方を正視すべし

二、腰掛けたる姿勢

上體は立てる姿勢と同様にし腰を深く掛け足を正しく床上に揃へ兩手を膝の上に置き又は軽く組み眼は前方を正視すべし

三、坐せる姿勢

上體を真直に保ち兩足の拇指を少しく重ね兩手を膝の上に置き又は軽く組み眼は前方を正視すべし

第三、起坐

一座を起つには兩手を膝に置き先づ兩足を爪立て少しく右膝を立て静に起ち上るべし
一坐するには兩足を揃へ左足を少しく引き先づ左膝を突き右膝を突くと共に兩膝を揃へて坐すべし

一立ちたるときの廻り方は向かんとする方の足を引くと共に其の方に静に廻るべし

第四、敬禮

一、一般の心得

一凡て敬禮は恭敬の意を失ふべからず

一凡て敬禮を受けたるときは必之に答禮すべし

二、立禮

一普通禮は先づ立てる姿勢を取り先方の眼に注目し上體を静に屈し手は自然に下げ其の指尖膝頭の上邊に達するを度とす但し殊更に頸を屈すべからず

一最敬禮は先づ立てる姿勢を取り先方の眼に注目し上體を静に屈し手は自然に下げ其の指尖を膝頭の下邊に達せしめ凡一呼吸の後靜に元の姿勢に復するを度とす但し殊更に頸を屈し又膝を折らざるやう注意すべし

三、坐禮

一普通禮は先づ坐せる姿勢を取り先方の眼に注目し兩手を膝前に八字形に置きて指尖の間を凡二三寸とし兩肘を膝の兩側に近い同時に靜に上體を屈して坐面より凡二三寸の所まで顔面の達するを度とす但し頸を屈して襟元を見はすと腰を上ぐるとは共に宜しからず。

一 最敬禮は普通禮に準じて兩手の拇指及食指に接せしめ額は略指尖に達するを度とし
凡一呼吸の後徐に元の姿勢に復すべし

四、行逢の禮

一 知人に行逢ひたるときは少し手前にて軽く立禮を爲すべし

一 尊長に行逢ひたるときは凡數歩手前にて立禮を爲すべし

一 葬儀に逢ひたるときは其の柩に對し敬意を失はざるやう注意すべし

一 行逢の禮を爲すに當り帽を戴けるときは右手にて之を取り其の内面を内に向けて右

股の外側に軽く解るゝ程にすべし

一 傘、杖其の他を携へたるときは之を右手に持ち換へ或は左股に抱ふべし

一 傘を翳したるときは雨天の場合の外は之を左方に傾け柄を左手に受くべし

一 兩手に物を携へたるときは其の儘にて敬禮するも妨なし

五、人の前を過ぐるときの禮

一 一人の前を通る場合には會釋すべし

一 尊長の前を通る時は少しく體を屈め凡二三歩手前にて斜に先方に向ひ場合に應じて

軽く立禮又は坐禮を爲すべし

一 一の相對したるとき其の間を通り過ぐべからず

六、我が前を過ぐる人に對する禮

一 我が前を過ぐる人會釋したるときは答禮すべし

一 尊長我が前を過ぐるときは立ち又は坐せる儘敬禮すべし椅子に倚りたるときは之を

離れて立禮を爲すべし

七、團體に關する敬禮

一 團體の敬禮は指揮者のみ之を行ひ團體に對する敬禮は指揮者のみに對し之を行ふを

通列とするも場合に依りては全體をして敬禮を爲さしむることあるべし

八、教室に於て尊長に對する敬禮

一 敬禮すべき人教室に臨みたるときは教師及は指揮者の令にて一齊に起立し教師又は

指揮者と共に敬禮すべし

備考

教師は此の際教壇を降るを常例とす
敬禮すべき人、不意に教室に臨みたる時は、教師は其の人の身分、氏名等を生徒に告ぐべし

九、行幸啓の節敬禮方

- 一 通例行幸啓を拜觀するには、豫め帽、引廻し、合羽等を脱ぎ、傘を畳み、御車御通過の際最敬禮を行ふべし。但し雨天の際は、雨具を使用するも差支なし
- 一 行幸啓は、堀越又は高き所より拜觀すべからず
- 一 行幸啓拜觀の際には、静肅にして、喧噪亂雜の舉動なく、行列通過の後、静に退散すべし
- 一 拜觀者雜沓の際には、幼者、婦人、老人には、成るべく前列の位置を譲るべし

一〇、其他の敬禮

- 一 神社、御陵の前を過ぐるときには、帽を脱ぎ敬禮すべし
- 一 聯隊旗、軍艦旗に對しては敬禮すべし。但し軍旗に上覆あるときは、敬禮に及ばず

第五、歩行

一、屋外

- 一 歩行の際には、姿勢を正しくし、歩調を整へて歩むべし
- 一 道路は左側を通行すべし。人道、車道の區別ある所に於ては、之を紊るべからず
- 一 行列に逢ひたる時は、妄に之を横ぎるべからず
- 一 同伴者あるとき、横列を作りて他人の通行を妨ぐるは、宜しからず
- 一 尊長と同行するときは、一步後れて隨行すべし。提灯を携へて、尊長を案内する場合には、少しく先に行くべし
- 一 歩行の際には、特に食物を口にすべからず
- 一 通行者は、立入禁止の地域又は田畠等に濫に立ち入るべからず
- 一 道路に佇立して他人の通行を妨ぐべからず
- 一 道路に於ては、高く談笑し、或は濫に痰唾を吐くべからず
- 一 通行の際には、他人の屋内、庭園等を窺ふべからず

一 通行人を指し又は嗤笑すべからず

二、屋内

一 室内は勿論廊下、階段等に於ても静に歩むべし靴の儘なるときは稍爪先に力を入れ音のせざるやう注意すべし
一 室内の物品は之を踏み又は跨ぎ越ゆべからず

第六、戸障子の開閉

一、一般の心得

扉、戸、障子、襖等は静に開閉すべし又開放すべからず

二、扉の開閉

右開なる場合には把手を右手に探りて之を開き室内に入り内側の把手を左手に持ち換へて正しく之を閉づべし

左開なる場合には前の反對に開閉すべし

三、引戸、障子、襖の開閉

一 右に開かんとするときは右手を引手に掛けて少しく開き左手を下部に掛けて押開くべし之を右に閉づるには右手にて下部を持ちて引寄せたる後左手を引手にかけて正しく之を閉づべし

左に開き又は閉づる場合には前の反對にすべし

一 祭祀儀式等の場合に於て坐敷の戸障子襖等を開閉せんとするときは跪きて之を行ふべし

第七、言語應對

- 一言語は明瞭なるべし
- 下品なる言語及方音訛音は之を避くべし
- 一 呼掛、稱呼に注意し皇室に關する談話には必ず敬語を用ふべし
- 一 人を呼掛くるには「もし」又は「もしもし」と呼ぶべし
- 一 姓又は名を呼び掛くるには「何さん」と呼ぶを通例とす
- 一 貴人又は尊長に對しては餘儀なき場合の外呼掛くべきものにあらず

- 一人より呼掛けられたるときは「はい」と答ふべし
- 一自稱には「私」と稱し對稱には「あなた」と稱するを通例とす
- 一他稱には相當の敬語を用ふべし、但し自己の家族、親戚に關する場合には敬語を用ひざるを通例とす
- 一卓子、椅子の備ある處に於て對話する場合には先方が立ちたる儘なるときは己も立ち腰掛けたるときは腰掛くるを通例とす但し先方が尊長なるときは椅子を進められたる場合の外は腰掛けざるを禮とす
- 一座敷に於て對話する場合に先方が坐せるときは己も必坐して應對すべし
- 一先方が用事又は對話中なるときは其の終るを待つべく急用なるときは會釋したる後に話し掛くべし
- 一先方の談話は之を傾聽すべく己のみ談話するは宜しからず
- 一他人の談話に差出口を爲すべからず
- 一途上人に道又は家等を尋ねんとする場合には帽を脱ぎ挨拶し問答の後には厚く謝辭を述べべし

述べべし

- 一途上人より道又は家等を問はれたるときは己の知る所は親切に告げ又知らざるときは其の旨を丁寧に答ふべし
- 一途上の立話は成るべく之を避くべし
- 一電話は用談に止むべく之を終りたるときは互に挨拶すべし
- 一止むを得ざる場合の外は尊長を電話口に呼出すべからず

八、訪問迎接

一、一般の心得

- 一訪問は急用の外成るべく早朝、夜分、食事の時又は風雨烈しき時を避くべし
- 一先方の他出せんとするときは又はい込の際には急用の外は面會を求めざるを可とす
- 一人を訪問したるときは帽、襟巻、外套等を携へて客室に入るべからず
- 一人を訪問したるときは成るべく長坐せざるを可とす
- 一用事ありて訪問を爲したるときは直に用事を述べべし

- 一 用事ありて面會を求めんとするときは成るべく豫め先方の都合を聞き合はすべし
- 一 訪問を受けたるときは成るべく速に面會すべし
- 一 訪問、迎接には約束の日時を違ふべからず
- 一 訪問したるときは濫に他の室内等を窺ふが如き舉動あるべからず
- 一 應對中咳、嚏の出るときは下坐の方に向き靜に之を爲すべし
- 二、案内及取次
 - 一 訪問のときは表口にて案内を乞ひ取次の者に軽く敬禮して氏名を告げ又は名刺を出し簡明に來意を述べべし
 - 一 案内を乞ひたる人あらば取次の者は直に表口に出で（夜中ならば燈をも持ち出で）敬禮の後氏名を尋ね又は名刺を受けて來意を聞き間違なきやう取次ぐべし
 - 一 尊長來訪のときは主人自ら迎へて案内すべし
 - 一 客の帽、襟卷、外套、履物等は整へ置くべし
- 三、挨拶
 - 一 客室に案内せられたるときは主人に挨拶の後に著席すべし椅子、坐布團に著きたる後主人の出で來りたるときは之を離れて挨拶すべし
 - 一 客室に案内せられたるときは先客あらば之に對して敬禮すべし
 - 一 挨拶は先づ主人に之を爲し次に同席者に及ぶべし同席者多人數なるときは一同に向ひ軽く敬禮すべし

- 四、著席
 - 一 座席は普通尊長に對しては床の前に之を設け其他に對しては床を横にし入口より遠き方に之を設くべし
 - 一 著席は主人の指圖に従ふべく固辭するは宜しからず
 - 一 同席者尊長なるときは己は下座に著くべし
 - 一 座布團を進められたるときは會釋して正しく其の上に坐すべし
 - 一 著席の除は戸、障子、襖等の開閉の妨とならざるやう注意すべし

- 五、接待
 - 一 著席の除は戸、障子、襖等の開閉の妨とならざるやう注意すべし

- 一 客には烟草盆、茶等を進め季節に依りて團扇又は火鉢を進むるを通例とす
- 一 應對中は漫に席を離るべからず止むを得ざる時は先づ挨拶して席を離るべし
- 一 應對中倦厭の態度を示すが如きことあるべからず
- 一 應對中に椅子に倚りて疲れたるときは足を組むも差支なきも靴裏を見すべからず尊長の前なるときは組まざるものとす
- 一 客あるときは家人は漫に其の室に入るべからず又室外より隙見立聞等を爲し若は高聲に談笑、叱咤などすべからず
- 一 客の辭し去らんとするとき濫に引止めんとするは宜しからず

六、退 出

- 一 退出するには話の都合を見計ふべし若し食事の仕度などありて引止められたるときは之を固辭するは禮にあらす
- 一 他の客來りたるときは己の談話は成るべく速に之を了へて辭し去るべし
- 一 退出のときは挨拶を爲して後靜に立ち出で主人の見送は一應辭退すべし

七、送 客

- 一 主人は客を表口まで送り出で客の仕度整へるときは挨拶を述べ少時其の姿を見送りて後戸障子を閉つべし客の歸りたる後間もなく大聲に談笑すべからず
- 一 客の外套等を纏はんとするときは之を手傳ひ夜分又は雨雪の時は提灯、雨具を用意し老幼、女子に對しては人を付添へ其の家に送らしむることあるべし

第九、祝賀、見舞、弔問、祭忌

一、一般の心得

- 一 祝賀、見舞、弔問には成るべく自ら往くべし遠方の人に對し書狀を以てする場合には正しく書すべし
- 一 慶弔の挨拶は場合に依りて異なるも少年のときは祝賀の場合には「御目出たらうございます」と云ひ又弔問の場合には單に「御愁傷でございませう」と云ふか或は無言にて敬禮を爲し哀悼の意を表はすべし

二、祝 賀

一月一日には早く起き服装を整へ神を拜し祖先に禮し父母長上に新年の祝詞を述べ

べし

新年祝賀の訪問は成るべく七日までに之を爲すべし

一 新年の祝賀は家人親しく之を受くるを禮とす

一 婚禮、出産、入營等の場合には親戚故舊等に對し披露するを例とす

一 親しき人の家に慶事あるときは祝意を表する爲に訪問を爲し又は祝詞を送るを禮とす

一 祝賀の訪問を受け又は祝詞を送られたるときは成るべく答禮の訪問を爲し又は禮狀を送るべし

三、見舞

一 病氣見舞は強て病床に臨むに及す入院者に對しては書狀を以てするも妨なし

一 病氣見舞を受けたるときは全快の後に答禮すべし

一 慰問のときは面會するも長座せざるやう注意すべし

四、弔問及會葬

一 災害の見舞を爲したるときは必要に應じ助力を爲すを禮とす

一 災害の見舞を受けたるときは成るべく速に答禮すべし

一 家族に不幸ありたるときは親戚知人に通知すべし

一 親戚知人に不幸あらば速に弔問すべし

一 會葬の際には華美ならざる衣服を著し靜肅にして哀悼の意を表し式場に到らば氏名を通し葬儀終りたる後退散すべし

一 會葬者焼香を爲し又は玉串を捧げんとする場合には順次柩前に至りて敬禮し少しく

進みて之を行ひ再び敬禮して退くべし

一 會葬の往復には成るべく他人を訪問すべからず

一 弔問に對する答禮は忌明の後之を爲し會葬に對する答禮は成るべく速に之を爲すべし

五、祭忌

一 一家の祭日又は忌日には篤く祭祀又は法要を営み墓参するを禮とす
 一 祭日又は忌日に近親知人の食事を供する場合には主客共に追慕の意を失はざるやう注意すべし

一 忌中は特に謹慎の意を失はざるやう注意すべし
 一 忌中の人に對しては新年祝賀の訪問を爲し又は賀詞を送るべからず

第十、招待

一人を招待せんとするときは其事由、日時、場處等を明かにし凡七日以前に口頭又は書狀を以て案内すべし

一 忌中の人に對しては招待を爲さざるものとす
 一 招待を受けたるときは速に出席の有無を答ふべし

一 出席の旨を答へたるときは其約束を違ふべからず止むを得ざる故障の爲め不参するときは直に其旨を通じ深く之を謝すべし

一 出席の場合には時刻を誤るべからず

一人を招待したる場合には主人は勿論其の席に出入する者も亦相當の服裝を爲すべし
 一 招待に應じ出席せんとするときは相當の服裝を爲すべし

第十一、告送別及送迎

一 長途の旅行又は轉任等の場合には近親、知人、近隣等に對し告別、歸宅、來往等の挨拶を爲すべし

一 告別、歸宅、來往の挨拶を受けたるときは速に答禮を爲すべし
 一 尊長又は近親の者遠方に旅行し又は轉任等の際には停車場又は波止場等に見送り其の來着の際には之を出迎ふるを禮とす

一 旅行等の際送迎せられたるときは速に答禮すべし

第十二、進物

一 祝賀、弔問、見舞、謝禮、答禮、送別、安著等の意を表する爲に物を贈るには其種類、數量等場合に應じ慣習に従ひ身分に相當したるものたるべし
 一 進物を包むには白紙を用ふべし其の包み方は紙の相當の所に品物を置き先づ左方を折

り次ぎに右方を折るべし金子等の場合には更に上下を折りて長方形と爲すべし

一進物には通例水引を掛け熨斗を添ふべし

一水引は吉事或は普通の場合には紅白若は紅金のもの凶事の場合には黑白若は白のものを用ふべし

一水引を掛くるには常に白又は金を左にし兩輪に結ぶべし但し婚姻、縁組及凶事には結切にすべし

一魚鳥類及凶事の場合には熨斗を添へざるものとす熨斗に代ふるに「のし」と書し黑白の水引に代ふるに元結を用ふるは共に略式なり

一表書は場合に應じ凡左の例に依るか又は品目を書すべし但し「粗品」とのみ表書することあり

- 一 謝禮の場合 御禮 謝儀等
- 一 吉事の場合 御祝 御祝儀 壽等
- 一 凶事の場合 御香奠 御靈前等

一年始の場合 御年玉

一歳暮の場合 御歳暮

一餞別の場合 御膳 御餞別等

一歸宅・安著の場合 土産

一特に敬意を表する場合には右肩に「進上」「贈呈」などと記すことあるべし

一氏名を記せんとするときは下部の左方又は中央に書すべし

一金子を贈る場合には「御一料」と表書し包書の内部に其額を記人すべし

第十三、授受進撤

一物品を授け又は進むには丁寧に取り扱ひ先方に受け易からしむべし

一物品を授けられ又は進められたるときは會釋すべし

一書籍は己の方に向け兩手に載せて持出で先方の前に行きたる後向け直して出すべし

一手輕の文具類書狀の如きは左手に載せて持出で書籍の例に準じて出すべし

一刃物、團扇等は柄を先方に向けて出すべし

- 一 火鉢、煙草盆は兩手にて持出で程よき所に置くべし
 - 一 茶は茶碗を茶臺又は盆に載せ兩手にて持出で程よき出に到りて進むべし
 - 一 菓子果物は器に盛りて盆に載せ箸又は楊枝を添へて出すべし但し果物は皮のまゝ盆に載せ小刀を添へて出すことあるべし
 - 一 證書、褻状等を受くるには之を授くる人は正面より少しく手前に到りて立ち止り敬禮して再び進み出で左手にて證書の左縁を保ち直に右手を右縁にかけて其のまゝ三步退きて立ち止り敬禮して後上座の方に廻はり元の位置に返るものとす
 - 一 帽は其の前を先方に向け内面を表はすことなく兩手にて縁を持ちて出すべし
 - 一 傘、杖等は兩手にて持ち柄を先方の右手の方に出すべし
- 第十四、食 事
- 一、一般の心得
 - 一 食事前には手を洗ひ食事後には口を嗽ぐべし
 - 一 食事の始終には挨拶を爲すべく食事中には特に容儀を亂すべからず

- 一 箸は薬指にて（小指は薬指に添へ）一本を支へ他の三指にて他の一本を動し易きやう持つべし
- 一 食事は通例飯と汁又は菜とを適宜交互に食すべし
- 一 食物を身邊及器中に取り散らさざるやう注意すべし
- 一 食物の善惡を云ふべからず
- 一 急食、少食及過度の飲食を爲すべからず
- 一 食事のとき口を鳴らすべからず
- 一 食器を手荒く取扱ふべからず
- 一 食事中は四邊を見廻はすべからず
- 一 食事中は高聲に談話すべからず
- 一 食事中頭部を掻き撫るが如きは固く之を慎むべし
- 一 食物を妄に口中に押込むべからず
- 一 食器を舐むべからず

二、饗應のときの心得

- 一 饗應のときは主客共に服装を取り亂ざりるやう注意すべし
- 一 配膳、給仕は上座の客を先にすべし膳を撤するときも亦同じ
- 一 給仕の際は容を整へ進退を端正にし特に手指を清潔にすべし
- 一 膳を進むるには先方に向けて其の中程を持ち高く捧げ呼氣のかゝらぬやうにして持出づへし

- 一 膳を進められたるときは會釋すべし
- 一 配膳を了りたるときは主人は客に對し挨拶を爲すべし
- 一 客は主人の挨拶了りたる後に箸を取るべし又同席者あるときは尊長の箸を取りたる後に取るべし

- 一 食事の中途にて箸を置くときは膳の縁に掛け全く終りたるときは膳の中に置くべし
- 一 碗の持ち方は両手にて取り左手に載せ拇指を碗側に當て、支ふるものとす
- 一 碗の蓋を受るには片手を碗に添へ他の片手にて取り膳の左方のものは左側に右方の

ものは右側に置くべし

- 一 飯、汁其の他のものを盛り換ふるには盆を以て其器を受け又は進むべし客は両手を以て器を授受すべし

三、茶 菓

- 一 茶を喫するには茶碗を右手にて取り左掌に載せ右手を添へて飲むべし
- 一 菓子類は箸又は楊枝にて取りて食すべし又各自に對し器物に盛りて出したるときは物に依りては器を取り上げて食すべし

第十五、集 會

- 一 豫め通知を受けたるとき先方に於て準備を要する場合なるときは必 出席の有無を答へ出席の場合には時刻を違ふべからず
- 一 出席の通知を爲したる後止むを得ざる故障の爲めに出席し難きときは速に其旨を通知し違約を謝すへし

- 一 缺席の爲他人に金銭上の迷惑を掛くべからず

- 一 出席したるときは係員の指揮に従ひ豫め會場の設備及集會の次第を心得置くべし
- 一 出入、著席の際には先を争ふことなく進退坐作を静にし尊長、老幼を先きにするべし著席、退散の際は隣席の人に會釋すべし
- 一 屋内に於ては帽を戴き外套、襟巻を纏ふべからず
- 一 集會の席上にては耳語し又は多數の人の解せざる辭を用ふる等總て他人の惡感を惹くが如き舉動あるべからず
- 一 講話、演說中は特に靜肅にし已むを得ざる場合の外退出せざるを可とす

第十六、祝祭日儀式

- 一、職員、兒童入場
- 二、御影の覆物を撤す此の時職員、兒童一同立禮
- 三、「君が代」の合唱二回
- 四、御影に對する最敬禮
- 五、勅語奉讀

勅語奉讀の際には職員兒童一同起立し奉讀の始まると同時に上體を少しく前方に傾け謹んで拜聽し拜聽終らば敬禮を行ひ徐に元の姿勢に復すべし

六、祝祭日唱歌合唱

七、御影に覆物を爲す此の時職員、兒童一同立禮、附

- 一 祝日、大祭日には特に家の内外を清潔にし必國旗を掲ぐべし
- 一 敬意を表する爲外國の國旗を我が國旗と交叉するときは向つて右（即ち旗竿の本は左方）を我が國旗とす

第十七、船車に關する心得

- 一 弔意を表する爲國旗を掲ぐる場合には旗竿の上部に黒色の布片を附すべし
- 一 國旗は常に鄭重に取扱ふべく妄に裝飾に用ふべからず
- 一 船車に昇降の際又は乗車券等を求むる際には先を争ふべからず
- 一 室内を不潔にせざるやう注意すべし
- 一 携帶品の整頓始末に注意すべし

一 同乗者に對し不快の感を懐かしめ或は己れ一人の便宜をのみ圖るが如きことあるべからず

一 待合室及車室の區別を紊るべからず

一 車窓より物品を投棄すべからず

一 船車内に於ては放歌すべからず

一 船車内に於ては妄に高聲に談笑すべからず

一 空席ありとも妄に横臥し其の他客儀を亂すが如きことあるべからず

一 他人の船室を窺ふが如きことあるべからず

一 執務中の船員に對し濫に話し掛くべからず

一 其の他乗客に對する船車の規則並係員の指示に従ふべし

第十八、物品の貸借

一 物品は已むを得ざる場合の外成るべく借用せざるを可とす

一 貸付を請はれたるときは快く之に應ずべし

一 貸借の場合には必其の品を檢めて授受すべし

一 借用の物品は特に丁寧之を取扱ひ用済の後速に返戻し厚く謝意を表すべし

● 挿花の方法仕方

婦女の學ぶ藝道のうち挿花の挿方は誰人にも必要の事にして習ひ置かざるべからず若し其方法を細しく知らざるも少しは心得置べきなり而して此道を學ぶときは心自ら行儀善くなり婦女の風雅なる心を養ひ家も挿花をさし置くとときは自ら品能く見ゆるものなり。

挿花に二流ありて一を古流と云ひ一を遠州流と云ふ古流とは其花の挿方は只天然の生長する通りにさし込むを以て其秘法となす故に其奥傳にも眞の花の通りに挿すを以て必要となすとあるを以ても知らるゝなり遠州流などの規則方法は凡て人の前に出るときは何れの人にも其風彩のみを造るものなり斯くの如く花も座敷の人の目の前に家の風雅を代表する者なれば殊更其花の風姿なり枝なりをため直して立派にせざるべからずと云ふにあり故に古流の風は枝をためずして挿すを以て本流とし遠州流の風は枝容を曲たり

直したり梢を伸したり短くしたりする種々なるかたちを直してかざるの流なり。
挿花には茶席に用ゆると釣り花と懸け花又祝儀のときなど其種類多し垂れ花は懸花の
事にして蔓を下へ垂して飾り釣花は舟にさし四五月七八月迄に挿すなり茶席花は水の見
ゆる様にして枝を少なくして品能く挿すを善しとす祝儀用の花は凡て椿を用ゆ是は千代
八千代と云ふの意を代表せるに始まるものなり机の上に挿す花は机の外に出ぬ風に挿す
を法とす。

▲生花の組合

山草と野草と共にするときは山草を上野草を下にすべし岡の雑草は不規則に生くるも
妨げなし櫻は生花に用ひざるを以て法とす庭に山水の風なれば野邊の風になし平庭なれ
ば水邊の景色を生く又梅の掛物あるときは梅を生け陶淵明の掛物のときは菊を生け山水
の畫のときは水邊の草を生け草花のときは木を生け人物の畫なれば必ず木花或は草花を
撰むべし然し名畫を掛けたるときは生花をするは禮にあらす。

▲生花の嫌ふべき注意

第一一季過ぎたる花と当期の花とを合せ添ゆるを嫌ふ第二後に野を見せて前に山を見す
る事を嫌ふ第三木計りを三種皆揃へて生けるを嫌ふ第四木を生け草を木の枝に見せるを
嫌ふ第五木の根を草にて隠くすを嫌ふ第六眞を横に切るを嫌ふ。

▲花を貯ふる心得

花を貯ふるには雨水を第一とし河の水を第二として井水を第三とすべし草木は凡て早朝
に切りたる方勢強し蓮河骨の類は切らんとする處よりこよりにてくゝり切り採り其儘
細口の器に貯ふときは澗むことなし花の蕾を長く貯ふるには花を蜘蛛の巢にて巻き置く
べし。

花を貯ふには平地に水を洒ぎ牛膠を土に和し其處に草木の枝をさし置くべし。

▲花草木に水揚の秘事

▲春の部 梅は枝の切口を火にて焦し泥をぬりて挿せば澗ます李花杏花も是と同じ○海
棠は薄荷のしぼり汁を入れて挿すべし○梨花と林檎は大根のしぼり汁を入れて挿すなり枝
の元を少し皮むきて宜し○桃は瓶の中へ陽起石の粉を少し入れて挿す○藤は切口の處に

酒を塗り焼火にてあぶり冷水にて挿すなり又只酒のみにて生ければ尙は宜し其酒は尙は後に呑む事を得るなり〇こぶし、もくれん、しだは枝を焼き石腦をはさみて挿すべしとらんは、好き茶をせんじて水に和し挿す〇凡ての蘭はとらん法のよる〇しやくなげ、うぐいすは米汁水を入れて挿す。

▲夏の部 ねぶ、あふち、ひやくぢつこは鐘乳石の粉を一匁入れて挿し根を焼くべからず〇牡丹は枝の下を油火にて焼き瓶の中に蜜を投じて挿すべし蜜計りならば尙よし〇草牡丹芍薬は根を焼き氷水にて挿す〇あふひは石灰を冷水に入れて挿す〇むくげ、及びせにあふひ、けしくびじんは根を焼きて前と同じ〇くちなしの花は鹽水にて宜し〇またたび夏つばきの花も前と同じ〇蓮の花は例にして切口に泥をぬり其穴をふさぎて挿す〇河骨はくきを割り山椒を挟みてよし〇をもたかの類も前と同じ〇花あやめ、花しよらぶ、やふみやうか、かきつばた水の中に寒水石をならべ置きて其上にいけるなり〇はいも及び百合の類は根もとを少しやき砂糖水にて挿すなり〇さつきは米汁水にさす。

▲秋の部 芙蓉は瓶中に沸湯を入れ花をさして瓶の口をふさぎ暫く置きて冷水の中にさ

すべし〇菊、ひざり、秋牡丹、金拂花、桔梗は芙蓉の水と同じ〇萩は切口をくだきて陽起石の粉を水に入れてさす〇秋海棠は一夜水の中に浸し莖をくだきて冷水に挿す〇なでしこ及びおしろいは秋海棠に同じ〇朝顔類からすうり、くすのつる、はきりくちをもみ破りて挿す。

▲冬の部 木類は凡て硫黄を水に入れて挿し草類は凡て鹽水にて挿すなり菊やふきの生水には胡椒をささみて少し入るゝなり竹を挿すには清酒をふしの中に入るゝか鹽のりがりをせんじて入れ水にさすを法とす。

●濃茶を飲む心得

亭主柄杓を採るときは來客に禮をなし種々の器を上 客のものはほむべし茶碗を出さば上 客のものは次の客に禮して坐を進め右の手に茶碗を採りて前に置き同じく服紗を採りて左の手の平にしきて服紗の上に茶碗を置き右の手をたてにして持ち一度戴きて飲むべし此時主人服加減を問ふときは之に答へ飲みたるとき次客三客へ禮し三口半飲みたる

とき親指を外にして次の指を内にして拭ひ懷中紙にてふき茶碗を右へまわし飲口を右にして兩手の儘次の客に渡す此の通り末の客までなし終り末の客は茶碗服紗を上客の前に置き左の方にまわりて元の坐に着くべし又一度上客より茶碗服紗を一回り見末客又之を亭主の處に渡すべし。

●薄茶を飲む心得

亭主茶を茶碗に入れ始むるときは上客は下客に一禮して菓子器を兩手にて我が前に置き紙を出して菓子器の右の方に置き菓子を採りて紙の上に乗せ次の客に器をまわすべし菓子末客にまで渡りたるときは又末客より上客の方へ逆に返す上客は之を取りて元の處に置く而して上客は席の人々に禮して菓子を右の手に亭主の出す茶碗を採りて左の掌に移し右の手先を堅にして茶碗を戴き右の手を持ち直して前へまわし先に持ちたる處を前になして又右の手先を堅に持ちて三口半に飲み盡すべし而して右の親指と無名指にて飲みたる處を撮み右へまわして拭ひ懷中紙にて其指をふき飲口を向ふにして元の處に戻す

すなり次客のものは皆如斯順次致すべし。

●婦人と化粧

化粧とは婦人の髪かたち艶色の化粧することを云ふ婦人は男子と異なれば艶を美々にするは宜しけれど只化粧は男子の情を買はんが爲のみに用ゆるは化粧の本意にあらざるべし。

婦人は凡て柔順に美しき性質を持つものなれば外形上にも此性になはんが爲に美しく化粧するなり故に婦人に此裝飾あるは人生交際の禮式なれば常に心懸けて宜し然しながら餘り不規則にしやれるときは反て賤しくなるものなれば其禮儀にかなはざるなり。髪を撫でるは朝のうちに成して寐亂れの髪を夫の目にかゝらぬ様にすべし又婦人の泣顔などを人にみするは家の不吉を人に知らするが如し白粉は顔を洗ひたる後塗るべし然し餘り濃く塗りて耳の邊やくびのすじ鼻の凹みたる處などに斑を生せしむる如きは反て賤さを表はすものなり紅も白粉も可成薄く塗るべし。

眉のすりつけは成るべく際だたぬ様にすべし髪かみの結ゆひ方かたは己おのれの身み分ぶんに應おじてせざれば
反かへて婦をんなの態てい貌まうを悪あくするなり。

▲化粧の奥義

化粧は身體を美しくするものなり然し悪しき白粉等を多く用ゆるときは皮が次第に黒く
なりて白粉を用ひずして素顔で居るときは甚だ醜みにくきに至るものなり夫故に此白粉と紅を
用ひずして美しく見ゆる様にするは化粧方の奥義なりと知るべし。

夫れ人は心にあることは面に必ず表はるゝものなり心に悪しき考あるものは如何に白粉
を以て面を白くすると雖も美しくからざるなり故に先づ精神を第一に善くするときはその風
彩紅と白粉とを以て化粧したるものよりも美しく見ゆるなり又善き心を持ちて常に居る
ときは次第に身體は健康となり來るなり身體健康となるときは其形に表はれ色に表は
るゝ肉色も天然に開きたる櫻色の如くなりて甚だ美しき艶の出づるに至る斯の如くなる
ときは心は愈々善くなり色は愈々美しくなり香も女の香を發して香水を用ゆるの必要な
く俗の化粧をしたるものよりも大そら美しくなるなり髪は油を多くつくるよりも頭のふ

けと垢とを善く洗ふことが反て美しくなるものなり夏の中頭に垢の汗を出して悪しきに
ほゐを發するものゝ傍に居るときは如何に美しき化粧ありと雖も人にきらわるゝに至る
べし是よりも此處に云ふ奥義を能く知りて心を清くなし身を清潔になし身體を健康にし
て人間の天然自然の本色を身體の中より發するこそ皆共に願はしきことなり。

日常禮儀作法編 (終)



衛生治療編

●衛生の心得

吾人一生涯の中最も恐るべく又厭ふべきは病氣なり故に吾人は病氣をせぬ前に能く身の養生をして置く事は何より大切の事なるべし一旦不幸にして過つときは再び取り返し得べからざる大切の健康を害するものなり後悔前に立すとは此事なり人は病氣の起るを天命に歸して神に祈りて病の全快を祈るものあるも病氣は運によるものにあらずして己れの過ちによりて皆己れより起すものなれば若し神に祈るときは己れの不養生なる心の改まる様にこそ神に祈りて居り全快後は再び此過ちに陥らぬ様心懸くべし或人は金錢をおしみて悪きものを食し之によりて大なる病氣を發し非常に多くの金錢を費やすものあり

する勿れ。

▲人間の喰すべきもの

窒素、酸素、水素、硫黄、格魯兒、マグネシウム、鐵等は吾人の身體を構成する物質として、これを補給するには是等の成先を含有する食品を要するなり、然れども、これ別々に食したりとて身體を養ふと云ふにあらず、即ち天の配管は精妙なるものにて、鹽蛋白質脂肪含水炭素の五種の營養分と成りて身體を養ふことになるなり。

△水 は飲で消化の吸収を助け、體中の不溶解物を溶解して汗及び尿と爲し、體外に排泄せしむ其効果偉大なり。

△鹽類 は體内に入り一分は溶けて滋食物となり、一分は固體となり骨の養分となるなり。

△蛋白質 は體中に入り筋肉神經等の肝要なる部分を形成し、其機能を保続させるのみならず、脂肪を化成し體内に沈着せしむ。

△含水炭素 は澱粉糖類植物纖維素を總稱したるものにて、體内に入り主として燃焼し

體温及諸力を奮起せしめ、一方には蛋白質の消耗を制限する作用あり。

△脂肪 は含水炭素の代用品、消耗を補給したる過剰の分は身體の組織に沈着して肥満せしむ。

△人類發育及保續 に何程の營養素を攝れば可なるか、并は學理上大人二十四時間中の需要する平均數は、

水 二千七百瓦より二千八百瓦、

鹽類 適宜、

蛋白質 二十五勿強、

脂肪 五勿弱、

含水炭素 百十九勿なりとす。

而して之れを實地に應用せしむべく、日本食の割合を左表の如く示すべし。

第一例

鶏卵二個、△味噌五勿、△小松菜二十勿、△百合二十勿、△鯛三十勿、△人參十五勿、△青魚三十五勿、△白米四合、

第二例 牛乳一合、△味噌五匁、△葱二十匁、△馬鈴薯二十匁、△大根十五匁、△牛肉六十匁、△白米四合。

第三例 豆腐二十五匁、△豌豆十五匁、△豆腐皮三匁、△鶏卵三十匁、△比目魚二十五匁、△胡麻油一匁、△味噌十五匁、△白米四合。

第四例 味噌十匁、△和布一匁、△菜豆一匁、△鱈二十五匁、△昆布七匁、△油揚、十匁、△牛肉三十匁、△バター八匁、馬鈴薯三十匁、△白米三合五勺。

第五例 牛肉六十匁、△バター七匁、△鶏卵二個、△馬鈴薯五十匁、△麩麵一斤半

▲治療の材料

△繃帯(ほうたい) は外科的の手術を施す場合に缺くべからざるものにて、之れは晒木綿にて製せるものにて、種類は幾通りも有るが、先づ大要は三角繃帯と巻軸繃帯となり前者は其多くは頭、頸、腕、肩、股などに受けたる傷、或は腫物に用ひ、後者は普通の繃帯にして、之れは二寸幅くらゐとなし、傷或は腫物を巻くものなり。

△ガーゼ は極めて粗製の晒木綿にて製したるものにて、之れには脱脂ガーゼ、防腐ガ

ーゼなどあり、用法は傷口又は腫物の上へ當つべきものなり。

△綿撒糸(めんざんし) は晒木綿を三寸位の幅に切り、それをほぐしたるものにて、用法はガーゼと殆んど同一なり。

△綿(わた) はガーゼ、綿撒糸等に代用するものにて、傷口又は腫物口の腐れを防ぐため

に、硝酸綿、脱脂綿、昇糸綿等の種類なり。△スポイト は傷口又は腫物等を洗ふ器械にして、硝子にて製し、ゴムの球を着けたるものなり。

▲風邪(治療法)

風邪には發汗泡劑退邪丸解熱丸等を能書に照らして服用すれば必ず著るしき効驗がありませす。例へば病ひの初期に寒氣のする症には、發汗泡劑を用ひ。寒氣と熱氣の往來する症には、或ひは退邪丸を服し。或は解熱丸を用ひなどよろし。又咳嗽の多く出る症にして軽きは、鎮咳散を用ひて。其咳嗽を鎮める様に致し。重き症にして咳嗽が劇しく痰の多く出るには、祛痰圓を服して。痰を除き去る様にするが宜し。而して下痢の有る

症には調劑散を用るが宜し。

〔攝生法〕 寒氣がして熱發する間は。惣して食ひ物を減らし。特に粥を食ふが宜し。又虚弱人は鶏卵牛酪などを用ゐて身體の精力を補ふが宜し。而して務めて寒冷なる空氣を避け。殊に隙間風に中らぬ様にするが專一なり感冒は十分に汗が出て治るも有り。或いは汗が出ずして治ることも有る者である故に只々謹んで朝夕ともに暖かさ寒さの變りの無い様に注意し。寧ろ暖かさ方に保護を致すか宜し而して病ひが治りし後も急に冷かなる空氣や寒き風に觸らぬ様にせよ。且又寒氣と熱氣とが治りし後。一部分にカタル症を遺す症は。終には宿病となる者なれば能く注意すべし。

▲鼻中カタル

鼻中カタルは鼻の孔に熱有を覺へ。多く涕液の洩る症で有ります。鼻中カタルにして或ひは前額がいたみ。或ひは顴骨の中に疼痛を覺へ。而して黄色か又は白黄色の涕汁を泄すは。乃ち腦漏で有りますサテ鼻中カタルには解熱丸退邪丸發汗泡劑等を用ゆれば治ります。例へば此病ひの初期には發汗泡劑を用ゐ。熱寒氣の往來して頭痛するには退邪

丸を用ゐ。腦漏には解熱丸を服するなど有ります。

△熱寒氣が既に去り腦漏となりまして。前額或ひは兩顴に鈍き痛みを覺へ。臭き膿汁を洩す症は。毎日含嗽藥を以て鼻の孔の内に吸ひ込むことを二三回宛すれば。六七日にして治ります。

▲いんこうかたる

咽喉カタルは口の内よりして咽喉の粘膜にかけて少し腫れたる症で有りました。俗に之を咽氣と云ふ。此症は善い加減に食鹽を溶したる水にて屢々含嗽をすれば。夫れで大半治る若し夫れで治らず。其痛みが増すならば。含嗽藥を以て數々含嗽の内を洗ひ。而して内服には發汗泡劑を用るが宜し。又咳が出て痰の氣の有る症には。鎮咳散を服用して。咳嗽を鎮めるが宜しく有ります。

▲氣管カタル

氣管カタルは全く咽喉カタルと同じ症であります。只其違ふ所は其病む所の深く氣管に在るだけのことなり。此症には解熱丸を用ゐ併せて快通丸を以て通劑を促す

が宜し。若し其病症が久しく經過ても治らぬ者に。和胸丸を服用致すと。良き効驗あり。

▲おこり

瘡は早く落さないと。後に肝臟若くは脾臟の腫れを遺し。宿病となる者が世間に多く有り。或は瘡か治りて肺病となる者もある久しければ衰弱すること甚だしく。是か爲めに血の性質が變惡なり。其分量も減ず。

〔治療法〕 發らぬ日即はち間日に先づ下劑藥か或ひは快通丸かを平常の分量よりも一倍多く服用し。充分に二三度乃至四五度の通痢を取り。食ひ物を減し。靜穩に身體を保護に致すが宜し。

振ひ日に至り。その振ふ刻限よりも二三時間前に於て。截瘡散一服を一度に服用し。其日も食ひ物を減し。身體を温保にし。勞力の事をしてはいけません其次の日に至り。瘡か發らざれば。解熱丸を服用するか。左なければ截瘡丸一包を二つに分ち。兩度に服用するが宜し。

若し大便の通じが悪ければ。快通丸か若くは下劑藥を用ゐ。三四日の間は。尙日に兩度宛解熱丸を用ゐるか宜し此の病の内最も慎まなくてはならぬは。房事なり全快の後凡そ二個月程は男女同衾すべからず。

▲頭痛

頭痛の種類は至て多し第一に腦中の充血。第二に炎症。第三に腦の貧血第四に逆上。(血か頭腦に灌漑ことの多きに過る者なり) 第五に腦膜の諸病 第六に頭上外部のレーマナス。第七に胃子宮の諸病の交感等は。皆頭痛を起す原因なり之を治療するの法も亦頭痛には頓着せず。只管目を其起因に注ぎ。篤と其病ひの本質を考へ。其本原の病ひに就て處置するが宜し例へば腦の炎症に因て起りし頭痛は即ち腦炎の治療を施し。頭上外部のレーマナスよりする頭痛は即ちレーマナスの治療を爲し。胃病の交感や子宮病の交感などよりする頭痛は則ち胃病子宮病の治療をする也斯くして頭痛に於て最も恐る可きは第一は腦炎腦充血等なり。

〔腦炎〕 腦炎は血が頭の方に向つて過度に進み來るより。過多の血が頭の内の細き血管

に輻輳り腦中に大熱を起し腫れ上りたる病ひなり故に病人は少しも頭を動かさずして醫師を招くべし。

▲腦充血の〔治療法〕

腦炎には耳の後に水蛭を貼るがよろし。水蛭の数は兩耳の後に各五十條宛貼け。乃至百條宛に至る可し。○腦充血には耳後に各十五條より三十條で宜しくあります。(充血の甚しく無き症には。水蛭を貼けずとも宜し而して兩症ともに下劑を用ゐ。刺戟灌腸をするが宜し。

〔頭部レーマナス痛〕 頭上レーマナス痛の症候もや。腦充血の症候の様なり只病少しく輕きのみ也

〔治療法〕 脚湯や下劑の効有るは。逆上や充血症と異なし只冷水で冷すことを嫌らふて却つて溫保を好む者なり故に身鹽を焼き紙袋に入れ之を布にて包み夫れにて頭部を温めるが宜し。

〔交感頭痛〕 他の所の病氣の交氣に依て起る頭痛を交感頭痛と云ひ。

而して子宮の充血や胃炎等は。皆此症を發する者なり。故に是等の頭痛は頭部に病ひあるではなくして。全く子宮若くは胃の病ひの交感よりして發するなり子宮に疾病ある者にして。頭痛の患ひなきはなし。然れども只交感計りでなく。動もすれば他病の爲めに逆上して眞の充血症を發する事あり。

▲胃 弱 病

胃は食物を消化す器で有つて。胃腸と云ふ其熟化せし物を腸中に送つて愈々消化るゝに従つて。滋養分を食ひ物の中より吸ひ取り。夫れを以て良血とする者なり故に胃腸に病ひが有るときは。血を造る所の原料に乏しくなる故に一身に血の不足を生じ。終に貧血病と云て血の不足する病ひとなり。瘦せ衰へ虛弱になる者なり此病は過食によりて起る〔治療法〕 胃弱溜飲疝癢胃痛の四病は。みな大同小異の治療法で治る者なり。即ち健胃散及び諸種の下劑強壯溫補藥健胃格倫撲丸健胃の下劑等を能書に照らし。其病症に應じて撰らび用るが宜し然し之と同時に絶食するを善しとす。

〔攝生法〕 十分に飲み食ひの物を減らすは。胃病第一の攝生法なり。且又硬き物や不熟ぬ物は一切害のある者なれば厳しく之を食ふことを廢し。軟らかなる物計りを食ふが宜し而して熱き物は甚だ害の有る者なれば。熱き湯茶や熱き酒等は決して飲ぬが宜し。若し飲めば大いに胃を傷ふ。冷水は眞誠に妙効あります。然るに古來からして漢方家が冷水を忌みましたは。如何なる緣故であります乎。總じて熱き飲食物は胃を害するからして。恐る可き者でありますが。冷水の如きは天の賜る飲み料でありますして。効多く害の少き者であります。

▲食傷

食傷は唯胃弱家ばかりで無く。却つて胃の強き人が其胃の健全なるを頼み。不養生をして食ひ過ぎたり。又は硬き物を狼らに食つたりする等よりして。遽かに胃の機能を傷ふより發するものなり。食傷の症候は食後續いて腹が張りて身體倦怠く。頭痛が致し。嘔氣を催し。心窩痛みて悶へ苦しみ。或ひは吐逆し。患者の面貌蒼ざめて瘦る者もありかゝる病人は胃腸の裏面みな熱を作し。やゝ胃炎を起すことが有る者なれば。速かに治

療を施して。跡に餘患の無い様にするが肝要。

〔治療法〕 その嘔氣のある者は。直ちに吐劑を與へ。十分に吐き盡さしめ。且灌腸法を用ゐて通便を取り尙又緩性下劑健胃散等を選らび用ゐるが宜し。

▲腸カタル

腸加答爾は大小腸の裏面の肉皮に熱を持ち少しく腫れ上り輕き炎狀を爲せし病ひなり。其患ふ所の胃より以下腸の上端に在ることもあり。其下の端なる肛門の近傍に在ることもありいづれも皆腸の中に熱が有つて。食ひ物を消化す機能と大便を排泄する機能が其常の程度を失ふもの。而して治療の法は尋常の胃弱病と同じ轍にて。健胃解腹ところの諸藥で治る、飲み食ひの物を慎しみ。攝生が適當なれば。容易く治る者なり。下痢病も亦腸加答爾より發するが多い者なり。

▲下痢

下痢は胃腸の加答爾からして發するが多い者でありますして。或ひは少し熱寒氣が往來して下ることが度々なるが爲めに。只粘液を下し。裏急後重もあり。或ひは著るしく熱を

發し寒氣し頭痛眩暈等をなし。食慾を失ひ小腹に痛みを覺へ。全身倦怠常の平和を失ふもあり而して、**厠**に往くこと一日一夜に十數度に及び。便中に血を交へ粘液を洩らすを

赤痢病と申す。是は即ち腸加答爾の強度ものなれば。多く流行傳染する者なり。

〔治療法〕 熱の有る無きに拘らず。全身温浴を致し。解熱丸退熱丸健胃格倫撲丸調痢散

等を選び用るが宜し。例へば下痢して熱寒氣の有るに退熱丸を服し。下痢して熱寒氣

強く。疲れの強さに解熱丸を用る。水の如く下痢して腹痛するに健胃格倫撲丸を服し

一日數回水瀉するには調痢散を用るなどなり。下痢を止めるには阿片モルヒネが最上の

効驗ある藥なり。故に尋常の藥を用ゐて治らぬ時には醫家に就て調製を請ふが宜し。若

し其調劑の藥にて下痢が急に止まりしに依つて或ひは。腹部の張り悶へるを覺るならば

復たび緩性下劑を服して軽く通便を促すが宜しくあります。

世間に痢病の流行する時には。殊に注意して攝生を致し方劑を服用するが宜し。輕き加

答爾性の下痢や食傷の後の下痢などは。容易く治すことの出来る者でありますれど。

流行の時に在つては。早く療治をしませんと。終に眞の痢病となる者なり。少々の下痢

と雖ども。一日の中既に下ることが四五度にしてやまざれば直ちに治療を施すが宜し

〔攝生法〕 養生法は飲み食ひを用心するが第一で。固形食物は成る丈け食はぬが宜し。

身體は常に汗ばむ氣味に致し。熱の有る無きに拘らず全身温浴をするが宜し。而して食

ひ物は。ソップ生鷄卵牛の乳葛の粉山慈姑沙烈布煎などは皆良し。砂糖も良しと雖ども

多く用るは害あり。

▲子宮血

吐血鼻衄是等の病ひは皆醫師でなければ。素人には之を救ふ法が無い者なり。輕き症は冷水にて其部分を冷せば。容易く出血が止まる。重き症も亦冷水で冷せば。必らず効驗の有る者であるから。醫師の來る迄に。早く其手當を致したが宜し。而して吐血鼻衄は頭部を高く仰向のに臥させ。子宮血は頭を低く平らに臥させるが宜し。

▲貧血病

貧血病は。體の中に於て血の作り方の不足するよりして起る。乃ち産後や又は長く胃病を患ふたり。緩漫性質の諸病を患ふたりするよりして。此症を起すものなり。其故如

何となれば是等の諸痛は消化の機能を害し長き間患者をして食事を程善く食はしめぬからであらうサテ貧血病は其身體に相當する丈けの血を得ざるに依つて。肢體みな滋養を缺き。是が爲めに身體は次第に疲勞し虚弱となり仕事も出來ぬ程になる者であります。○貧血病の症候は顔色變じて蒼黄色となり。唇舌は勿論。眼瞼の内までも皆白くなり。爪も赤色なく薄くなり身體の精力は弱り果て。氣分快よからざるに至る。

(治療法) 長く温補強壯藥を服し。消化れ易き滋養になる食物を食し。早起して務めて運動するが宜し。大便が不通なればカルロス泉を服用するが宜し。

▲子宮病

子宮病と稱する所の病ひの起る本源を探求るに多くは處女が相當の嫁入り時を失ふたり或ひは壯年の婦人が良人に離れたりするなどより。起る者が多くあります。其理由と申しますれば。大凡そかゝる年若なる處女や婦人の子宮の機能は。亢盛なる者でありますのに。而るに其情慾を遂ることのなりませんからして。竟に子宮天然の本性を喪失するに至ります。斯く子宮の本性が喪失ふに至ては。其交感が竟に全身に及びますからして。

神思は是れが爲めに鬱閉ぎ。何の事も面白からぬ様になります。凡そ多淫の婦人の俄かに閨房を鎖るより發する症も。亦之に屬する者であります。

(治療法) 尋常の子宮充血や。子宮加答爾の類は。強壯温補藥を永く服しめ。善く身體の運動をなさしめ。清淨なる空氣を呼吸しめ。膈の内より子宮までを數々多量の冷水にて洗ひ冷さしむるが宜しくあります。葉し白帶下強き者は。收斂洗劑を以て一日四五度宛洗ひ清めさせれば。良効あり此病には。海水浴が最も良効がありますから。必らず三週間以上の海水浴を試みるが宜しくあります。

▲疥癬

疥癬は惣て身體衣服等を不潔にするよりはつするやまひで。胎毒ではありません。此病は早く療治を致しませなければ終に疥癬の膿の爲めに身體の精力を傷ひ。恰かも毒の有る人の様になるものでありますから。速かに療治を施すがよろしくあります。

(治療法) 此病ひは甚だ傳染り易くありますからして、若し兒童の指の間や手頸の皺紋の在る邊に小さき水泡程の疥癬を生じ。痒くありますならば。速かに其水泡を靡り破し

て、疥癬膏を塗擦るが宜しくあります。○而して其襦袢の類は毎日灰水を熱沸して清潔に洗濯するが宜しくあります。若し洗はずして之を着れば。疥癬が再び元の通りに出来るものであります。

疥癬の惣身に蔓延し者は。一日に二三度宛熱き浴湯に這入り。而して後に一局部の瘡面に疥癬膏を塗附け。日を追ふて漸次に塗つて。全身軀に及すが宜し。

▲雁瘡

雁瘡は脚の脛に出来る細疹であります。多くは秋の季小春の頃に發しますからして雁來瘡と云ひ、年々習慣となり。止らぬものであります。

(治療法) 其患部を收斂洗劑にて數々洗らひし後に。消毒白雲膏を敷るが宜し。一日に二三度づゝ斯くすれば。其習慣が久しからざる者なれば。早く瘡去ります。此癖ある人は。平生に鹽水にて其患部を擦り洗らふが宜し。

▲湯火傷

湯火傷は痛みの最とも甚だしくて堪へられぬ者であります。故に其湯火傷せし時に速か

に其部分を冷水の中に入れ。或ひは手巾を冷水に浸し。夫を以て度々冷すが宜しくあります。早く左の藥を製して療治するが宜しくあります。

黄色油劑の方

生石灰十匁許り 熱湯三合許り 胡麻の油代用燈し油

先づ生石灰を陶鉢に入れ熱湯を灌ぎ入れ。善く攪き雜せ置けば。石灰は下に沈みます。斯くして。其上澄を取り。之に油を灌ぎ攪き雜せれば。黄色の粘稠油劑となりませす。

(治療法)

黄色湯劑を患部に塗り附け。早く木綿にて巻き。患部は風に觸てぬ様にするが宜し。後に至り微温湯を以て患所を洗らひ。又黄色油劑を塗りて木綿を巻くこと前の通りにするが宜し。

▲眼病の手當

毎日冷水にて眼を洗らひやすことを數回いたし。食ひ物の分量をおほいに減らし。酒の類は悉く禁忌。而して綠色か或ひは紺の絹布を以て眼を覆ひ。日の光も燭火の光も

眼に觸れぬ様にするが宜し。
清涼下劑を與へて。日々一二度宛の通利を促がし。神効水を眼の中に點し。因て痛みが増しますならば。暫時して冷水にて洗らひ冷すが宜し。大病ならば直ちに醫師に行くべし。

▲小兒の手當

日々襦衣を洗ひ。汚垢の附かぬ様に深く注意を致し。而して大便は毎日二三回宛あるが宜しくあります。若し終日通便がありませんならば。其夜直に灌腸して通利を取るが宜しくあります。○衣服は兒輩は風の兒と云ふ格言に従ひ薄くして寒む過る様にするも。決して温暖に過る様に厚着をさせてはなりません。○八九個月經過し以後の小兒は軟かなる粥に鶏卵の黄身を入れ。之を食はせ。漸々に食ひ物を食ひ習はせるが宜しくあります。小兒に久しく乳ばかり飲ませると。却つて害がありますから。早く食ひ習はせて。早く乳を嘔むことを止めさせるが宜しくあります。

▲チブテリヤ

チブテリヤは傳染流行する大患で有つて。最とも恐ろしき病ひであります。其悪い性のチブテリヤに至ては。如何しても救ふことは出来ません。其症候の概略を申せば最初少し咳嗽が出て。風でも引きし様に見へ。其後三四時間乃至一晝夜も経つと呼吸が愈々苦しくなり。仰首になり自分と頸の周圍を摸り摸掻き。其喘々する鳴の中に雛鶏の鳴聲を作し。熱勢が太甚しく有つて。その苦悶く状は。實に見るに堪へられぬ者でありますから直ちに醫者を招くべし。

(攝生法) 快くなりし後は。鶏や牛のツツプ及び牛の乳や鶏卵の半熟などを與へ。頸の周圍に風の冒らぬ様に永く棉花を巻き。而して大便の不通利にならぬ様に注意するが肝要なり。

小兒の頭瘡 之は小兒の頭の髪の毛の内に腫瘍が出来て。稀き液や膿汁を排泄し。夫れが乾き付きて次第に漫延て全頭部を被ふ病ひのことです。甚だしきは耳朶眼瞼にまで及び。母の乳房にまで傳染るものであります。

(治療法) 先づ水油を以て十分に瘡面に塗り付け。而して棉花を其上に被せ。綿布を以

て夫れを包み。一夜間その儘置き。翌朝になり。石鹼を溶し。其水にて瘡面を洗へば。瘡痂は自から解け落るものでありませす。而して瘡痂の落ち残る部分には。又水油を塗りて綿布にて包み若し瘡痂が落ちて赤膚となりし所へは。消毒白雲膏を一面に塗り附けるが宜し右の如く石鹼の水で洗ひ落したり。水油を塗り附けたり。白雲膏を塗り附けたり毎日々々怠らず全治するまで療治するが宜し。

▲大便秘結

平常便秘習慣となりて五六日より十日も通せざる人あり是等は腸胃の機能不十分なるに
よる者にして之より他病を引き起すことあり。

(治法) 大便秘結の癖は宜しからざるが故に四五日間も無ければ通利を付るを良とす夫
には「カル、ス」泉鹽四匁を頓服し尙通利なければ石鹼を水に溶して灌腸すべし又重炭
酸曹達三分五厘大黃末三分三厘を研和て散薬となし三包に分ち一日三回一包宛用ひて便
秘の習慣を直すべし。

▲小便閉塞

此症は膀胱内に小便充滿すれども其出路に障害ある爲に出ざる者にて甚難澁する
ものにして且打棄置けば重症となるものなれば早く療治するを良とす。

(療法) 輕きものは臍下を温巴布にて温むれば通すれども是にて通せざれば成丈熱湯
に入りて温まること十五分時間許にして其儘湯の中にて小便すべし大抵は幾分か通じて
大に輕快なるものなり然れども是にて通せざれば醫家に療治を乞ふべし。

▲硝酸、鹽酸、硫酸、醋酸、磷酸、枸橼酸、酒石酸の中毒

此時は指頭又は羽毛にて咽頭を搔擾し或は油と温湯を和て飲しめて毒物を吐出さしめ炭
酸麻屈涅矢亞、重炭酸曹達白堊石鹼を多量に水に溶して充分に飲しめ或は卵白乳汁を
多分に飲しめて後昆麻子油四匁乃至七匁を與へて通利せしむべし。

▲石炭酸の中毒

嘔吐を起さしめたる後炭酸麻屈涅矢亞一八匁を水一合に溶し先其半量を服しめたる後十
五分時間毎に一匁餘宛を與へ且つ其後に卵白を飲ましむべし昆麻子油又は「オレ
フ」油四匁より八匁を與ふべし。

▲阿片

莫爾比涅類の中毒り此ときは先嘔吐を起さしめ顔面に冷水を注ぎ眠らんとすれば強て起して覺醒しめ濃き煎茶又は珈琲を飲し全正氣に復れば三四十分時間安眠させ醒覺後昆麻子油四匁乃至八匁を與て便通を付るべし。

▲酒精中毒

大酒飲みて人事不省なるときは前法にて嘔吐しめ枕を高して顔面に冷水を注ぎ衣服を脱して椽側の如き處にて十分風に吹しむべし且濃き茶珈琲を與ふべし。

▲砒石、殺蠅藥、殺鼠藥等の中毒

先嘔吐して石灰水又は炭酸麻屈涅矢亞を用ゐること石炭酸毒中とさの如くすべし。

▲菌類に中毒

嘔吐を起さしめたる後昆麻子油を與へ少量の「プランデー」又はアルコール、燒酎を水に混て數回飲しむべし。

▲毒蟲の刺傷

蜂、蟻、毒蛛、蜈蚣に刺れたるときは創傷部に口を當て吹べし是常人は危險の如く思ふべけれども吸たる後直に吐出せば少しも害なく最便利の法なり又は石灰水、安母尼亞水を塗べし。

▲魚類の中毒

此ときも亦前法にて嘔吐を起さしめ胃部に芥子泥を貼し昆麻子油四匁乃至八匁を與へて通利を取べし

▲犬猫咬傷

先傷口を洗ひ安母尼亞水を塗べし。

▲毒蛇咬傷

創口を吸を良とす又は傷部の近傍を硬搏り安母尼亞水を塗べし。

▲近眼豫防法

過暖の室に起臥し温き處に居らず眠りのときは高さ枕をすべし、反射の烈しき處又は薄暗き處にて物を見ざる様にすべし、長時間勉強することなく少くも三十分宛に七八分は

休むべし、頭部を成るべく垂れざる様にして讀書すべし、過淫過食過飯過勞働過煙等は凡て害著し、物體を見るときは六寸以内にては見ざるを最良方とす。

▲氣絶したるときの手當

冷たき水を病人の面部と胸間に噴きかけ薄荷を鼻にかいせるなり若し薄荷なきときは酢を沸してかいせるもよし然して大聲に其人の名を呼ぶべし夫れにても尙ほ呼吸を引返さざるときは兩方の胸下に手をあて、呼吸の手術を行ふべし之と共に手を上下にするときは呼吸を噴き返すべし。

▲乳の分泌の悪きを治する法

乳の出の悪きは病的作用によるのと、生理的作用から來ると兩方ある、病的作用のものは無論醫者に診て貰はねばならぬが、生理的作用から起つたものなら、糯米で炊いた飯即ち俗に云ふおはぎを喰べれば、直になほつて乳の分泌をよくする、又た乳房に芥子紙を貼つても宜しい相である。

▲小兒の夜泣

日中成るべく眠かさぬやうにし、又た喧噪の場所に置かぬ様にして、靜かに看護するに限る、かゝへるにも腹部に少し手をあてるやうにして抱くべく、窮屈を感じる様な狭い衣を着せてはならぬ、而して常に温かにして置くが宜しい。

▲百日咳

百日咳は冬から春にかけて小兒の罹る病である、是は其の名の示す如く、病氣の經過長く、容易になほらぬものである、最初非常に熱が出て、四十度以上に昇り、爲めに人事不省に陥ることもあり、又たヒドク咳入る時は、顔が眞赤になり、瘡出で、ひどいことになると眼から血のにじみ出ることさへあつて、見て居られぬ程に苦しむことがある、此の治療法は、なるべく體を温かくし、時々灌腸して大便の通利をよくしてやり、小兒丸にても服ませ、氣永く養生するのである。

▲しらくも

上等シヤボンで丁寧ていねいに患部くわんぶを洗あらひ、毎日刷毛まいにちはけでそこを掃拭きうじし、且つ微温湯ねんまゆを以て温め、痂皮かひを軟やわかにし、毛髮もうはつは短みぢかく剪はさんで了しまつた方が宜よい、外用藥ぐわいようやくとしては、稀薄きはくなる石炭

酸水の中にリスリンを加へたものを用ゐて、之を患部に塗れば効目がある。

▲ひきつけ

これは兒童一歳より四五歳位までの間、時々起る急病にて、假令ば熱が甚だしかつたり蛔蟲が大變に澤山生じたりした時にも、ひきつけるし、其の他いろくの病氣の爲めにひきつけるものであるから、小兒に就ては親々は素よりのこと、其の附添ひ人、乳母たる者は殊に注意すべき事である、別て一歳乃至四五歳の小兒は、身體の諸器械が極めて薄弱であるから、一寸としたことでも強く感ず、其れ故に注意の上にも注意をせねばならぬから、ひきつけた場合には、速かに醫士を招いて任さねば成らぬが、併し眞夜中か片田舎等で、速く醫者が間に合なんだ時には、素人と雖ども相當の所置を心得て置くは必用で、先づ引きつけたら遠慮なく、顔へ冷水を吹きかくべし、而して額へ冷罨法を貼すのである、斯くすれば大抵もどる、其中には醫者が來て呉れるから醫者に任すべし、又た水をかけたり額を冷したりしても、もどらなんだ時には「リスリン」十瓦ほどを硝子のスポイトで灌腸するが可い、併し二歳以下の小兒に、頭を冷して置いて、醫者に見せる

の外、素人は手當を加へぬが可い、服み藥としては甘汞臭剝等を用ゆるが、素人では險呑だから、内服藥は一切止めて醫者に任すべし。

尙ほ小兒の取扱ひ方並に養生法に就ては、近頃専門學者間にも種々の説があり、兎に角其の兒の健康を保つには、大切に取扱ふやうにせねばならぬ。

▲吐血

吐血とは血を吐くことであるが、同じ血を吐くにも、胃から出る血と肺臓から出る血の二つ通りある、其の胃から出る血を稱して吐血と云ふのである。

だに依つて胸先が何んだか押へつけられる如き氣味にて、引き續きに嘔氣くなつて來て左の胸先が病み出して吐き出した血が、即ち吐血である、其の色は眞紅ではない、黒みを帶てゐて、體もないかなさび色の黒いので、其の中には食物の滓渣が混じてゐるものである。

さて吐血を發す原因は幾許もあるが、歸納する所は、胃の動脈の破裂である、即ち慢性の胃加答兒、胃弱、胃癌、暴飲、暴食等皆な吐血を發す原因と成るものにて、甚だしき

吐血は終に生命を奪ひ去れるものゆへ、其の輕重に拘はらず、醫者の治療を受ねば成らぬことは、知れ切つてゐるが、併し醫者の來て呉れる迄の手當だけは、一と通り心得て置ねば成らぬ。

吐血の場合には先づ第一に病人を極く靜かに仰向に臥かして、少しも身體を動かさぬ様にし、胃の部に氷嚢を貼きて、堅く口をきく事を禁じ、氷の割たのを食はし、次に食鹽を小さい匕に一杯ほど、口の中へ入れて、水を少しづつ、飲して、其鹽を服すが可い、斯の如くして醫者の來るのを待つが可い、氷、水、鹽の外は決して凡ての食物は素よりのこと、暖かき物は一切食したり飲したりしてはならぬ、此の事は十分に心得てゐなければ成らぬ。

▲咯血

咯血とは肺臟より出る血のことにて、其原因は澤山に在るが、要するに肺臟中の動脈が破裂した爲めに、出るのである、而して吐き出した其血は、實に綺麗な眞紅なものにて其の多くは塊つてゐて、細い泡が澤山に混じて居る。

咯血にも大小輕重があつて、其の甚だしいものに成ると、咯血しつゝ死んで終ふ、云ふ迄もなく肺臟は、此の上もなき大切な物なれば、假令其の出た血が少なくとも、醫士の治療を受けるは素よりであるが、其應急の手當としては、先づ患者を靜かに仰向に臥し、枕を低くさせて、少しも身體を動かさせないやうにして、左の胸へ氷嚢を置き、談話を堅く禁じ、咳嗽が出さうでも成る可く辛抱して、出させぬ様にし、温る物湯茶等の飲用を禁じ、氷、水、食鹽を少しづつ用ひて、醫者の來るのを待つべし。

▲うちきさず

うちきさずとは裂創と略ぼ同じものにて、物が落ちたり倒れたりして、其が爲に負けた創の類をば云ふので、此の場合にて出血甚だしければ、止血法を行ひて、先づ其部を硼酸水乃至は冷水にて洗ひ、而して後に沃度ホルム、デルマール又は硼酸等の防腐藥を撒布し、其よりガーゼを當て、繃帶を施す等の手當は、裂創と同一である、此の創も場合に依れば骨を折り骨を碎くことあれば、右の恐ある時には躊躇せず、醫士の手當を受けること勿論なり。

▲う ち み

打撲とは誰でも能く知てる「ウチミ」の事にて、多くの人が屢次受ける創である、打撲の場合には先づ身體を静かにしてゐて、冷水又は硼酸水を布片に浸し、其を以て創所を罨法すべし、軽い打撲創なら此にて十分に治る、又十日後に至つて其の疼痛が既に去るも腫脹が尙ほ去ん時には、一日に二三回ほど其部を静かに按摩すべし、而して更にヨシユム丁幾又はカンフル丁幾を一日に三回ほど塗るべし、斯の如くすれば腫脹は十分に引いて全快するが併し其打撲が強かつた時には、内部に如何なる損傷を生じて居るやも圖られざれば、冷水にて冷して置いて、醫者の治療を請ふべし。

▲さ り き ず

さ、り、き、ずを受た場合には、必ず多少の出血があるから、先づ直に創の周圍を布片に冷水を浸して能く拭き、止血法にて出血を止め、其から五寸の石炭酸水、乃至硼酸水にて洗ひ、沃序ホルム或は硼酸を創面へ散り掛けて「ガーゼ」に石炭酸水又は硼酸水を浸して當て、其より巻軸繃帯にて巻べし、創を狭き場所に負た時は、三角繃帯の中央を創面に當て、工合よく繃帯すべし、若し創が大きく長き時、又は出血甚だしき場合には、止血法を施しつゝ、醫士の許へ走るべし。

▲さ し き ず

刺創とは尖りたる器物、假令は錐、刀劍の尖出及庖丁の尖等にて、刺されたる時に生ずる創の事にて其の創面は大抵狭く且つ深いものである、此の場合には出血が甚だしければ止血法を行ふは素よりである、其創が左までに甚だしからず、出血も亦た少なき時は切創と同様の治療を施せば治る、又創面が治つても、其の近邊が高く腫れ上つて居ることがある、此場合には冷水か又は硼酸水を布片に浸して、其部を冷せば治る、此に注意すべきは、刺創は大抵深い創なるを以て、時に深部の臓器を損創することがあるから、深いなど思ふたら、止血法を施して置いて醫者の許へ馳け付けべし。

▲さ け き ず

裂創とは鈍い物が皮膚に打ち當つて、其部が切れるのでは無い、裂た場合の創を裂創とは云ふのである、因て此の創は淺い、其の代りに創口が廣く不正である、左れば場合に

依ては骨をも打ち砕くことがある。

さて此が應急手當は、五十倍の石炭酸水にて、其部を丁寧に洗ひ、其から沃度ホルム、或は硼酸又はデルマトール等の薬品を撒布して、二十五倍の石炭酸水乃至硼酸水を「ガゼー」に浸し、當て、三角綑帯で巻き、其の上を巻軸綑帯で巻べし、又手、腕等に裂創を負けたる場合には、晒を首より掛けて吊し置くが可い、尙ほ出血が甚だしい時は止血法を施すこと勿論にして、骨を碎きたる恐れある時は、應急手當を施して、醫者の許へ走るべきである。

▲鼻血

は上性のものに多い、月経異常、白血病、必臓病、チアス等は、最も大關係がある、急性に出血するものには、頸部をはげしく拳を以て打つが宜しい、斯うすると不思議に止まつて了ふ、(一)眼と鼻の間を氷で冷すも効あり(二)仰臥して兩手を頭上に揚ぐるもよし(三)酢を鼻の中に吹込むも効あり(四)足の蹠に芥子泥を貼るもよし(五)明礬水を新しき綿に浸して之を鼻孔に入れてもなほ(六)婦人なれば乳房、男子なれば陰囊を冷布

にて包むも效能あり、試むべきである。

▲咽に物のかゝりたるときの心得

その人を抱き上げのりての様なものにて、口を開ひ示指と中指にて異物を撮み出すべし若し是にても出でざれば呼吸の出來得る様に異物を下の方におしつけ醫を招ぐべし。

▲鼻より血の出るとき的心得

轉く少しく出づるときはぶんのこの毛を二三本急にぬきうしろに血をまわすときは止まるなり或は鼻の穴に紙を丸めて塞げば宜し然し多く出づるときは仰向けにして冷水を以て頂を冷すべし。

▲火傷の手當

そらだを溶かしたる水をぬりつけ之なれば石鹼を温湯にて溶き之を傷所に塗るべし其傷所重きときは玉子の白みをぬり之なきときは饅飴粉をふりかけ其上に綿をやはらかに置くべし。

▲耳に異物の入りたるときの心得

小蟲の耳中に入りたるときはこよりの先に鬢附油を附け耳の中にさし入れ之に着けて取るべし若し出でざるときは胡麻の油を注ぎ置べし大なるものゝ入りたるときは中におし込まぬ様にして置き醫師の診察を受くべし。

▲鼻の中に物の入りたるとき

鼻の中に入りたるときは一方の鼻の穴を指のはらにて下よりふさぎ強く呼出すれば出づるなり若し之にても出でぬときはこよりを其鼻に入れるときは大なるくしやみをして直ちに**出づる**なり。

▲自に物の入りたるときの心得

目に塵の入りたるときは目を開かずして居るときは涙來りて自然と出づるなり若し出でざれば手拭かハンカチーフの端を少しより之を唾にてぬらし出すべし。

▲蟲類にさゝれたるときの心得

しやぼんの冷水にて能く洗ひ煙草のやにを附着けて置くべし。

▲獸にかまれたるときの心得

獸にかまれたるときは血の出づるを止むることなく湯を以て之を洗ひ血を可成多く出せば**然る後**木綿のきれにて只しばるべし。

▲毒にあたりたるときの心得

わさびを多くすりて之を食すべし。

▲酒にあたりたるときの心得

たいくゆずの類を煎んと出して汗を飲むべし而してからしをかきて手と足に貼るべし。

▲コレラ豫防法

コレラは飯み水より傳ること多し故に生水は決して飲むべからず煮たる水にても宵越のものは飲むべからず。
未熟の菓物腐敗の疑あるもの及び露店の飲食物はコレラ流行のときは成るべく食せざるを良とす。

凡て消化器の害となるべきものは食はざる様になし殊更流行時にありては氷水を多く飲
むべからず。

流行時にありては酒は決して飲まざるを善しとす。

食事は時間を違へず程能く食すべし而しし可成消化し易き者を選むべし。

引風寝冷えぬ様になし身體を度々洗ふて清潔にすべし少しにても胃と腸の工合宜しから

ざるときは醫者に行くべしを内外共毎日能く掃除す庭先にちりを置くべからず不潔な

る場處をば殊更能掃除し跡に石灰乳をまき風通行ひ能くして悪しき空気を家の内に止め

ざる様にすべし。

●寒暖計の説明

驗温器に三種あり、華氏、攝氏及び列氏これなり。華氏驗温器にありては三十二度を以
て水の氷點とし、二百十二度を以て其の沸騰點と定む、故に氷點と沸騰點との間を百八
十度に分割せり。攝氏及び列氏驗温器にありては共に零度を以て水の氷點とせり、然れ

ども前者にありては水の氷點及び沸騰點の間を百度に分割し、後者にありては之を八十
度に分割す、是に由つて三種驗温器の比例を示さば左の如し。

$$\text{華氏に攝氏に列氏} = 180 : 100 : 80 = 9 : 5 : 4$$

左に三種驗温器分度の改算を示さん。

- 一、華氏を攝氏に改算するにて、華氏の度より三十二を減じ、五を乗じ、九にて除す。
- 二、華氏を列氏に改算するには、華氏の度より三十二を減じ、四を乗じ、九にて除す。
- 三、攝氏を列氏に改算するには、攝氏の度に四を乗じ、五にて除す。
- 四、列氏を華氏に改算するには、列氏の度に九を乗じ、四にて除し、三十二を加ふ。
- 五、列氏を攝氏に改算するには、列氏の度に五を乗じ、四にて除す。



男 女 性 愛 編

醫學博士 羽 太 銳 治 著

第一章 緒 論

一、婦人の覺醒

「婦人解放」「婦人の獨立」等の叫びは、近來吾人の耳朵を打つ事類である。近代に於ける婦人の自覺運動に強烈な刺戟を與へたものは、彼のイブセンやブーテルマンの作品である事を擧げねばならぬ。

ルーテルの宗教改革は、近世に於ける凡ての改革運動の源泉となつたが、唯獨り婦人のみは是れが爲めに災された。ルーテルは純粹なる獨逸人で、婦人に對しての

考へが頗る單純であつた、彼れは「婦人は裁縫や洗濯乃至賄をさせて置けば宜いもの」としか考へなかつた。又「婦人は凡て結婚すべきもの」と考へ、修道院を廢して其尼僧を開放した。故に中世時代より漸次高まり來つた婦人の位置は再び大に下げらるゝ事となつた。

近世主義の第一人者ルソーが、「民約論」の卷頭に「人の生れ落つるや自由である、而かも到るところ鐵鎖につながれて居る」と筆を起して、彼の理想とせる社會制度を描いたものや、彼の教育觀「自然に歸れと云ふ主張の上に立つ教育主義」を力説した「エミール」を手にして婦人の自覺を叫んだものは、或は宮廷生活に依り、或は又サロン生活に依りて時の文士若しくは哲學者と交はり、時代思想に觸れて其の思想を擴大しつゝあつた一部の佛蘭西婦人であつた。

佛蘭西革命時代に巴里に在つた一英國婦人が、「人類の一半が如何に教育され、如

何に自由にされても他の一半の不自由、無教育では何とも仕様がな」と、婦人の權利の擁護の爲めに痛烈なる叫びをなしたのは、これが英國に於ける近世婦人運動の第一聲であつた。

佛蘭西革命の思想は自由、平等、博愛に胚胎して居る。此の思想が直ちに婦人に應用されて女權論となり同一型の女權論は忽ち英、米に傳染し遂には參政權運動とまでなつたのであるが、獨逸は隣國でありながら容易に此の思想に共鳴しなかつた。由來獨逸は或る意味に於て婦人を輕蔑し來つた國民である。さればこそシヨペンハウエルやニイチエの如き婦人を輕蔑した哲學者を生んだのである。獨逸の婦人が隣國の女權論に共鳴しなかつたのは決して偶然な事ではない。

併し獨逸へも紡績器械が輸入された、裁縫器械も輸入された、其他の諸器械も或は輸入され或は發明された。是れが爲めに從來婦人の職業とされたものが漸次に奪

ひ去られた。茲に於て婦人職業問題が起り、女子教育の革新が唱へ出された。

斯くて獨逸にも佛、英、米に於けると同じく、婦人運動の起るを見るに至つたのであるが、獨逸人の思想は佛、英、米のそれとは變つて居る。故に獨逸の婦人運動は佛英米と異り自から別個の方面へも發展した、而して別個の方面へ發展したものでこそ、獨逸風の婦人運動として却つて重要視すべき價值がある。

それは獨逸に於ける科學の進歩が、史學、生物學、醫學等の立場より、性の問題を研究するに至らした爲めである。獨逸に於ては一千八百四十四年の頃から、學者は既に生理學上より性の問題の研究を始めて居た、而して此の種の研究の進歩と、其の研究の結果が普及された結果とで、性の教育や、人權改良が盛に叫ばるゝ様になつたのに搗て加へてエレン、ケイの思想が瑞典から入つて來た、そしてケイの思想の感化し彼れは男女は相補ふべきものであつて、其の失はれた地位を回復するの

はよいが、男子に適する仕事までをも女子が奪ふ事を要しない。のみならず女子には女子として爲すべき適當なるものがある、女子の天職はどうしても母たるに在りと考へて居ると性の問題に就ての研究の進歩との爲めに、獨逸の婦人運動は主として「母權の保護」を絶叫するに至つたのである。

斯様に歐米に於ける婦人の地位は、前世紀の半より動搖を來し、今や正に其の過度時代に屬するのであるが、初め佛蘭西の一部の婦人はルーソーの「民約論」や、「エミール」を手にして自覺の眼を開いたとは云へルーソーは人間の平等を唱へたにも似ず婦人に對しては随分專制的な觀察をなして居る。ルーソーは婦人は男子を樂ましめん爲めに作られたものであると主張する。此稿の冒頭に擧げたイブセンは婦人も亦人間である、唯男子の玩具乃至道具として生くるべきものではない、何よりも先づ人間として生きねばならぬ事を、其の「人形の家」に於て示した。軌近に於ける